

第7 広島県森林整備地域活動支援事業基金
(広島県森林整備地域活動支援事業)

1 沿革及び概要

支援基金の沿革と概要については既に述べたが、あらためてまとめてみる。

(1) 沿革

効率的・計画的な間伐を行う仕組みを構築するため、林業事業者による集約的な施業地確保及び施業に必要な路網の改良を支援することを目的とする。

当支援基金は平成 14 年度に創設された。県に基金を創設し、予め必要な国費を積み立て、弾力的に活用する仕組みとなった。

平成 19 年度以降は、施業・経営の集約化の支援に重点を置くことになった。

平成 21 年 12 月策定の森林・林業再生プランの円滑な推進のため、集約化への支援に重点化されることとされ平成 23 年度の見直しが行われた。

(2) 制度の概要

① 事業の内容

- 施業集約化の促進
- 作業路網の改良活動
- 森林経営計画作成促進

② 補助金交付の流れ

事業主体	森林の所在する市町と協定を締結→ 市町は県に交付申請 協定締結後、協定に沿って地域活動を実施 報告書等を市町へ報告
市町	報告書等の確認 → 県の農林水産事務所へ実績報告書を提出
県	実績報告書の審査結果が適正であれば交付金の交付 県 → 市町 → 協定締結者

2 監査の対象

広島県森林整備地域活動支援事業交付金

3 受取交付金

年 度	内 容	全体事業費(円)	県負担分(円)
平成 23 年度	施業集約化の促進	23,281,920	5,820,480
	作業路網の改良活動	114,358,080	28,589,520
平成 22 年度	施業実施区域の明確化作業等	195,860,650	48,965,162
平成 21 年度	施業実施区域の明確化作業等	195,662,750	48,915,687

交付金の負担割合は、施業集約化の促進・作業路網の改良活動ともに、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町 4 分の 1 である。

事業を推進するための事業費交付金は、次のとおりである。

年 度	内 容	全体事業費(円)	国(円)	市町(円)
平成 23 年度	推進事務費	460,813	460,000	-
平成 22 年度	市町村推進事務費	1,611,150	1,592,000	-
平成 21 年度	推進交付金	1,644,000	822,000	822,000

4 事業の執行状況

(1) 条例・要領等

当基金は、以下の条例・要領等により運営されている。

森林整備地域活動支援交付金実施要領(要領)	林野庁
森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用(運用)	林野庁
広島県森林整備地域活動支援事業基金条例	広島県
広島県森林整備地域活動支援交付金実施要領(要領)	広島県

(2) 実施要領の運用

事務は、「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用(林野庁・長官通達、最終改正平成 23 年 3 月)」に基づいて行われており、その内容は、次のとおりである。

① 支援交付金の要件

地 域 活 動	具 体 的 内 容
A 施業の実施に係る森林情報の収集	不明瞭な境界の確認等 樹木・路網の調査等
B 施業の実施に係る合意形成	施業提案書の作成 合意・取り付け活動

② 経費の範囲と内容

A 経費の範囲

人件費・旅費・会議費・資材費・機械器具費・燃料費・通信運搬費・備品費・消耗品費・委託費・その他, となっている。

報告様式として「実行経費内訳報告書」がある。

区 分	金 額(円)	備 考
① 人件費		
② 旅費		
③ 会議費		
④ 資材費		
⑤ 機械器具費		
⑥ 燃料費		
⑦ 通信運搬費		
⑧ 備品費		
⑨ 消耗品費		
⑩ 委託費		
⑪ その他		
合 計		

B 経費の内容

経費の内容については、林野庁が一問一答の形で「森林整備地域活動支援交付金制度の解説」で示している。

地域活動にかかる経費にはどのようなものが含まれるのか、という問に対し、次のように示している。

(答)

次の経費が考えられる。

ただし、(略)地域活動に対する支援と同等の支援等が行われている場合は、それらにかかる経費を含めないものとする。

なお、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成23年度はこれまでの定額交付から交付方法を見直しているところである。

交付金の透明性を確保するためには、地域活動に要した経費について帳簿や出役簿等に明確に整理をするとともに、他事業との共通経費についても地域活動に実際に要した経費を積み上げるなどの方法により算出し、対外的に問われても説明できる根拠のある経費の整理を行うよう、交付対象者へ指導願いたい。

1. 経費の範囲

人件費、旅費、会議費、資材費、機械器具費、燃料費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、その他

2. 経費の内容

(1) 人件費

対象行為の実施に必要な人件費・労務賃金

(2) 旅費

対象行為の実施に必要な旅費

(3) 会議費

説明会等の実施に必要な会場借上料、主催関係者以外の者への茶菓等購入費

(4) 資材費

対象行為の実施に必要な資材の購入費及びこれらの運賃等

(5) 機械器具費

対象行為を自ら行う場合においては、その行為の内容及び規模に適合した機械の購入費及び借料並びに修理及び製作に要する費用とし、請負に付して実施する場合においては、機械器具等を請負業者に貸与して実施させることが特に必要と認められるときに、これに要する費用とする。

また、対象行為の実施に必要な機械器具等の損料

(6) 燃料費

地域活動の実施に必要な車両の燃料代金及び機械器具の燃料代金

(7) 通信運搬費

対象行為の実施に必要な機械器具等の運搬及び現場内における移動に要する費用
通信費、郵送料

(8) 備品費

地域活動の実施に必要な測定工具、器具

(9) 消耗品費

対象行為の実施現場に労務者を輸送するために要する費用

(10) 委託費

対象行為を委託により行う場合の費用（委託費には、これら経費からなるものを必要経費として考えられる）

(11) その他

対象行為の実施に必要な安全衛生管理に要する費用

※ 協定締結後に行う地域活動前の事前準備又は結果の取りまとめに要する経費も含めることができる。

※ 地域活動を行うために車両を利用した場合の燃料代金のように、他事業との共通経費として整理され、地域活動に要した経費を明確に積み上げることができない経費については、地域活動に要した割合に応じて按分するなどの方法により算出することになるが、その場合においても、交付金の透明性の確保を図る観点から、出役簿等に照らし合わせて妥当と判断できる金額を考慮（車の燃料代であれば、出役日数や作業地までの距離、燃料の価格等を想定して一般的に妥当と判断できる金額）して計上すること。

※ 対象行為の経費として購入したものは、交付金事業以外には使用できないことから、購入した物品については、使用簿などを備え付け適正に管理すること。

(3) 「作業路網の改良活動」に対する支援

地域活動	具体的内容
作業路網の改良活動	既設の作業道の点検を行い、崩壊箇所について路盤補強・簡易な側溝の併設・土留などにより改良する。

(4) 基金の取り崩し状況

森林整備地域活動支援事業基金の取り崩し(使用)状況は、次のとおりである。

年 度	取崩額(単位:千円)	
平成14年度	139,792	
平成15年度	146,399	
平成16年度	146,710	
平成17年度	146,612	
平成18年度	145,283	
平成19年度	96,898	
平成20年度	98,535	
平成21年度	97,831	} 小計 266,723 千円
平成22年度	99,546	
平成23年度	69,346	
計	1,186,952	残高 135,588 千円

平成14年度から平成23年度までの総額は約1,187,000,000円であり、平成21年度から平成23年度までの総額は約266,700,000円である。

平成19年度以降減少傾向にあり、平成18年度の145,000,000円に比し、平成23年度は約69,000,000円と大幅に減少している。

5 監査の実施状況

(1) 監査日時

神石高原町役場	平成24年 11月 20日
神石郡森林組合	平成24年 11月 21日
廿日市市役所佐伯支所	平成24年 11月 22日
佐伯森林組合	平成24年 12月 4日

(2) 監査に際し確認した主な書類

- ① 西部農林水産事務所・東部農林水産事務所
報告資料の提出を求め、根拠法令を確認した。
- ② 神石高原町・廿日市市
 - ・ 森林整備地域活動支援交付金内訳
 - ・ 交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況
 - ・ 事業費の内訳
 - ・ 森林整備地域活動支援交付金請求書
 - ・ 確認調書
 - ・ 支出負担行為書
- ③ 神石郡森林組合・佐伯森林組合
 - ・ 平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
 - ・ 年末調整一覧表
 - ・ 機構図
 - ・ 配布図
 - ・ 職員住所録・役員名簿
 - ・ 社会保険加入状況にかかわる資料
 - ・ 支援交付金請求に際し計算根拠となる資料
 - ・ 林業団地図
 - ・ 施業集約化の促進」実施結果報告と団地図への施行記入図
 - ・ 造林事業委託契約書
 - ・ 実行経費内訳報告書
 - ・ 施業集約化交付申請計算根拠資料
 - ・ 各人別作業従事日数表
 - ・ 作業報告書
 - ・ 支援事業対象行為日誌

6 監査の結果

(1) 神石高原町・廿日市市

① 実行経費内訳報告書(神石高原町)

平成23年度に実施された施業集約化の促進及び作業路網の改良活動について、実行経費内訳報告書に費用の内訳書が添付されている。その両者の添付書類に記載されている費用の金額は、異なっているが、計算根拠資料

として添付されている人件費及び機械利用料の内訳は全く同一のものである。役場の担当者に費用の確認状況について質問したところ、事業主体が提出した書類に基づいて検査したとの回答を得たが、計算根拠については確認されていないことになり、不適切である。

② (有)安田林業に交付された支援交付金(廿日市)

平成21年度及び22年度ともに対象地域、面積及び交付額が同じである。

2年間にわたり同一の対象地域、面積及び交付額が同じであることは、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

平成22年度の書類によると、対象地域には、交付対象者である事業主体(有限会社)所有の山林48.46haが含まれている。また、廿日市市役所農林水産課より提示を受けた当該会社所有の地域に係る「平成21年度 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」と「平成22年度 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」によると草刈払い箇所はほぼ同一の場所であると認められる。交付対象者の所有森林に対する作業が交付金の対象とされていること及び草刈払いは通常の維持行為であると考えられること、支援交付金の対象とされたのは不適切である。

(2) 神石郡森林組合・佐伯森林組合

① 施業実施区域の明確化作業等と施業集約化の促進

事業の実行経費は内訳報告書に記載されている。

監査では特に人件費と機械器具費に着目した。

A 人件費について

<神石郡森林組合・佐伯森林組合>

当事業の交付金は、実際の人件費コストを基礎として交付されるので、従事事実の確認が肝要である。

農林水産事務所では、市・町からの報告書の提出を受け取るのみで、確認事務が行われたとは言い難い。

また、市・町も、従事事実の基礎となった作業日報等の確認も行っておらず、神石高原町の場合は、交付申請の計算根拠資料(集計表)の提示を受けているが、廿日市市の場合は、それすら添付されていない。森林組合での従事事実についての確認を行った。

<神石郡森林組合>

集計表に基づいて、作業員、事務職員(嘱託職員・臨時職員・管理職)の作業日報及び事務日誌の提示を求めたところ、作業員の日報の提示を受けたが事務日誌は作成していないとのことであった。

作業報告書及び支援事業対象行為日誌により作業の事実が確認できた。従事した者しか知り得ない情報が記載されており適正と認められた。

事務職員の内、嘱託職員・臨時職員の従事日数について聞き取りしたところ、計算日数の内、交付金対象事務は、30%~70%であり、その余は他事務に従事していることが確認できた。

管理職は 100%交付金業務に従事したとしているが、他業務に従事したり、管理業務にあたっているため 100%交付金対象とはならない。

<佐伯森林組合>

人件費請求の内訳書の提出を求めたところ、集計表の提示を受けたので、その根拠となる作業日報及び事務日誌の提示を求めたところ、作成していないとの回答であった。交付金申請の基礎事実を確認できないので、交付金を返還させるのが正しい処理である。そこで広島県にその旨を伝え、広島県において、事実確認しているところである。

作業員・事務職員の従事割合及び程度については、神石郡森林組合におけるものと同様のことが確認できる。

B 機械器具費について

機械損料については、森林整備保全事業建設機械経費積算要領によれば、次のように定義されている。

機械損料	{	償却費	(機械の使用又は経年による価値の減価額)
		維持修理費	(機械の効用を持続するために必要な整備及び修理の費用で、運転経費以外のもの)
		管理費	(機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管等の経費)

佐伯森林組合は、人件費のみの請求としているので、以下は、神石郡森林組合の監査結果について述べる。

<神石郡森林組合>

- ・ 支援事業では、過去に補助金の交付を受け、取得した GPS を使用している。

- ・ 交付金申請では、その減価償却費相当額を対象としている。一度補助金を受け、再度税金を投入した交付金を受け取ることは二重の税金投入となり不適切である。

C 実行経費内訳報告書

神石郡森林組合・佐伯森林組合の監査の結果、経費請求の内容が均一ではないので、その他の森林組合分の報告書の提出を求め、5 組合分の提出を受けた。

提出を受けた計 7 組合を請求内容は、次のとおりである。

区 分	組合数
① 人件費	7
② 旅費	2
③ 会議費	2
④ 資材費	0
⑤ 機械器具費	5
⑥ 燃料費	1
⑦ 通信運搬費	3
⑧ 備品費	0
⑨ 消耗品費	2
⑩ 委託費	1
⑪ その他	2

人件費は全ての森林組合が請求している。

機械器具費は、5 組合と多数であるが、その他の経費については請求の内容が均一ではない。特に人件費のみを請求している組合が 2 組合ある。請求内容を見ると、各森林組合に制度の内容が十分理解されていない結果、請求の内容が均一ではないと考えられる。このことは、広島県による制度内容の周知が十分でないことを示している。

② 作業路網の改良活動

A 契約方式(佐伯森林組合)

佐伯森林組合では、請負金額 1,053,000 円の工事において、随意契約の方式で実施している。当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公

共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切であり、不適正である。

B 同族会社の入札参加(佐伯森林組合)

この工事は、個人とその個人が代表者である同族会社のみが集約化に同意している団地林内での工事である。しかも、同工事は随意契約により同族会社が受注している。なお、その個人は森林組合の監事である。

この様な組合役員への独占的利益供与となる交付金は、事業の趣旨・目的から考えると大いに疑問である。

C 自前で作業を行うか、外注により行うか。

森林組合により事業実施の形態が違っている。

神石郡森林組合は測量等を外注することなく、自前で事業を実施している。

佐伯森林組合は外注により事業を実施している。

③ 広島県の当事業における監査指導

当事業において、市・町がまず確認事務を行い、広島県が確認することとされている。市・町の確認は、形式に流れ、交付金申請の基礎事実の確認をしていない。このことは、広島県の事業開始時における統一的指導の欠如、監督の不行届きに基因するものであり、広島県の指導・監督は不十分である。

7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 人件費

人件費については、給与・社会保険料等に基づく個々の積み上げ方式を取り交付金が決定されている。事業効果が同一であれば最も効率的な人件費を算出して、申請者に示すことが効率的行政運営には必要であると思う。

また、管理職が従事した日数については、例えば最大 50%計上するなど歯止めを設けるべきであるし、計算の基礎となる給与単価についても、一般職員の平均額とするなど節度を持って事業を実施すべきである。

(2) 既に補助金交付により取得した機械等

既に補助金交付により取得している機械については、その減価償却費相当額を請求できない旨、請求できない事例として、マニュアルを作成するなどの指導を行うべきである。

(3) 申請の不均一・不公平

佐伯森林組合は、実行経費のうち人件費のみを請求し、神石郡森林組合は燃料費・会議費等細部にわたり請求して交付金を受け取っている。

広島県が申請段階で指導力を発揮すれば、このような事態は防げた。

(4) 特定の者への利益供与のチェック

監査では、一個人と同族会社の同意のみで集約化できたとし、またその路網改良を随意契約により同法人に発注している。

森林組合における監事という職にある同人に対し、森林組合が公共事業を通じ特別の利益供与を行ったと疑われかねない。

今後は、森林組合・市・町に対し、禁止事項として十分な指導を行われたい。

(5) 指摘事項の未然防止

以上述べたことについては、交付金事業の開始当初において、広島県が、十分な検討とマニュアルを作成するにより、事業者・市・町を指導監督すれば、多くの部分は未然に防止できたと考えられる。

今後は、各事業の開始に当たり、十分な検討を行い、その結果に基づいて指導を徹底されたい。

(6) 間伐による収益からの実費負担を

支援事業においては、GPS等による測量を通じた境界の明確化及び作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人の(法人)の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが、正しい税金の使い方であると考えられる。

税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は、改めるべきである。

第8 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

1 監査の対象

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐、林内路網整備及び高性能林業機械等の導入に対する補助金

同補助金の執行状況を確認するため、神石郡森林組合及び佐伯森林組合を中心に監査を行った。

2 受取補助金

(単位:百万円)

メニュー	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
間伐等	158	297	376	831
林内路網整備	59	272	372	703
高性能林業機械等の導入	50	51	17	118
小 計	267	620	765	1,652
基金合計	536	809	1,186	2,531

3 事業の執行状況

(1) 間伐

平成 21 年度に始まる国の「森林整備加速化・林業再生事業」を受け、広島県では、同基金を設置し、間伐や林内路網整備等により森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等地域産業の再生を目的に、各種施策に必要な資金を交付している。

(2) 林内路網整備

低コスト林業団地内において、間伐にかかわる林内路網を整備することにより、搬出間伐を推進するとともに、森林の有する公益的機能の維持増進を図る目的から、必要な資金を交付している。

(3) 高性能林業機械等の導入

伐倒搬出業務の効率性の向上及び費用の低コスト化を図る目的から、必要な資金を交付している。

4 監査の実施状況

間伐、林内路網整備及び高性能林業機械等の導入等により、森林整備を実施する事業主体について、森林組合のうち神石郡森林組合及び佐伯森林組合をサンプル対象として監査を実施した。

なお、上記監査に際し、事業実施する箇所を所管する神石高原町役場及び廿日市市役所佐伯支所に対しても監査を実施した。

(1) 監査の日時

神石高原町役場	平成 24 年 11 月 20 日
神石郡森林組合	平成 24 年 11 月 21 日
廿日市市役所佐伯支所	平成 24 年 11 月 22 日
佐伯森林組合	平成 24 年 12 月 4 日

(2) 監査に際し確認した主な書類

① 神石高原町役場, 廿日市市役所佐伯支所

- ・ 補助金の交付に関する書類
- ・ 事業実績に関する書類
- ・ 検査に関する書類

② 神石郡森林組合, 佐伯森林組合

- ・ 請負契約等に関する書類
- ・ 作業日誌等の現場管理資料
- ・ 総勘定元帳
- ・ 消費税確定申告書など税務関係書類

5 監査の結果

(1) 間伐

① 事業実績について

事業の施工方式には、森林組合が直接施工する直営と外注する請負がある。

A 直営施工について(佐伯森林組合)

佐伯森林組合の事業実績の報告から実行経費の算出過程を検証した。サンプルで検証すると、事業箇所別に事業実績内訳書、箇所別整理票が作成されている。

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

実行経費算定

作業員	延日数	計(円)	単価(逆算)	摘 要
A	31	415,682	@13,409	当組合の社員であり,岩本造林で当組合の作業をしている。単価は 6 ヶ月の平均で算定している。
B	30	339,677	@11,322	
C	31	336,190	@10,844	
D	35	385,000	@11,000	当組合の現業作業員で所定の単価で作業している。
E	35	385,000	@11,000	
F	35	385,000	@11,000	
労務費計	197	2,246,549		
資材費		492,500		チェーンソー(損料, 燃料等)
小 計		2,739,049		
諸経費		383,400		諸掛比率 14%
実行経費		3,122,500	@252,200	3,122,500/12.38ha

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。

当組合の職員 3 名 (A,B,C) を出向させる方法ではなく、他者 (岩本造林) に預け、当組合の作業を実施させているが、このように処遇することに合理性は見当たらない。

岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する様式の書類を利用して、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式により書類を作成する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされておらず、明確性を欠くものである

B 請負施工について

箇所別整理票 (森林整備加速化・林業再生<間伐>請負) において、実行経費は、請負契約額に間接費を加えて算定することになっている。

箇所別整理票には、間接費内訳 (現場管理費、測量費、通信消耗費及び社会保険料等) を記載する欄があるが、この欄には全く記載がなく、間接費欄に請負契約金額の 10% に相当する金額を記載し、請負契約金額との合計額を実行経費額としている。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についての、「別紙 1 森林整備加速化・林業再生事業 (間伐) における間接費率の適用について」によれば、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負 (契約) 額に森林組合等は 10% を乗じた額を上限とし、

一施行地毎に実費(現場管理費, 通信消費費等)の積み上げにより計上するものと規定されている。

したがって, 一施行地毎に積み上げ計上した実費が請負(契約)額に10%を乗じた額を超える場合に, 間接経費の欄に請負(契約)額に10%を乗じた額を記載しなければならないはずである。

実績報告書(検査調書)に添付されている「箇別整理票(森林整備加速化・林業再生事業[間伐]《請負》)には, 「諸経費」を記載する欄があり, 内訳として現場管理費, 測量費, 通信消費費及び社会保険料等が費目として記載されている。しかし, この欄には全く記載がされていない。中にはいずれも「0」として記載してあるものもある。

一施行地毎に実費を積み上げ計上し, 請負契約額に10%を乗じた額を超過するから, 請負契約額に10%を乗じた金額を記入しているのではなく, 実費を積み上げ計上することを行わないで, 一律請負契約額に10%を乗じた金額を記載しているのである。

このような処理は, 「実施要領の運営について」の規定に適合しない不適正な処理である。

② 補助金に係る消費税の取り扱い— 実行経費と補助金額

実績報告書に添付されている箇所別報告書について, 森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で, 同組合外注(請負)施行した場合, 記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており, 間接費の欄には, 消費税込みの請負金額の10%に相当する金額が記載されており, これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして, 補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合, 補助の対象となる費用には消費税を含まない金額でなければならない。

広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準2 間伐(3) 補助金交付申請等についてにおいて, 県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については, 補助金等交付要綱によるほか次のとおりとすることと定めてあり, 補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について, 次のように規定されている(抜粋)。

第5条

- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
(消費税等の報告)

第10条 第3第3項ただし書又は第5条第3項ただし書により交付の申請をした者は、前条第1項の実績報告書又は第5条第1項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第3項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 2 前項による報告は、別記様式第9号により前条第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の10%に相当する金額を記載していることの問題はさておくとしても、間接費として消費税を含んだ請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額及び間接経費額の合計である実行経費額には消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

③ 労務費算定計算について(佐伯森林組合)

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この説明を担当者にもとめたが明確な回答はなかった。

④ 施業申込書について(佐伯森林組合)

間伐は、組合員の施業申込みから始まり、施業の完了確認(検査)及び組合員の一部自己負担で完結するが、これに準拠していない事例があった。

施業申込書なし	2 件
施業の完了確認なし	1 件
施業の完了確認の日付ミス	2 件

⑤ 請負契約の方式について

神石郡森林組合及び佐伯森林組合が、請負によって施業を実施する場合に、一律随意契約の方式によってなされていた。

(2) 林内路網整備

① 変更に伴う変更申請(佐伯森林組合)

平成 23 年度施工のうち、夏夜鳥支線は、実事業費が補助金額の 20%以上上下回ったにもかかわらず、減額の変更申請がされないまま、余った補助金を次年度実施予定の施工費に充てているのは不適正である。

② 特定業者との請負契約(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

佐伯森林組合においては、請負施工の契約締結に当たり、3 者の見積り合わせにより契約を締結しているが、その契約業者は、平成 22 年度及び平成 23 年度実施の 9 路線のうち、8 路線の請負にかかわるなど、契約方式の実態は随意契約と同様と認められる。

また、神石郡森林組合においては、平成 23 年度実施の 5 路線のうち、4 路線について全体工事のうち開設工事を同一業者に対し外注しており、その契約関係書類を確認したところ、見積書の徴取が一切なく、すべて随意契約を行っていた。

森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

これらの契約方式は、当該事業が補助金事業であることから不適切である。

③ 作業日報等の不備(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

直営施工について、作業従事者の現場従事の状況を作業日報で確認を行ったところ、一部の作業員しか作業記録がなく、その他の作業者については従事事実の確認ができなかった。

④ 不適正な検査(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

事業実施要領に基づいて、現地検査及び書類検査を行っているが、書類検査においては、工事日誌などの関係書類が検査対象とされているにもかかわらず、上記③のとおり記録及び保存が不備で、適正な検査が実施されたとは言い難い。

⑤ 達成状況報告(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

森林組合は、事業計画の達成状況について、達成状況報告を提出することになっているが、提出がなされておらず不適正である。

⑥ 事業評価(佐伯森林組合)

費用対効果の事前評価について、集材路の費用対効果分析集計表の作成があり、事業費に対して事業実施効果額が上回る路線について路網整備を行っている。

⑦ 消費税の取り扱い(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

補助金交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっているが、いずれの組合も請負施工に係る工事費から消費税を減額し、適正に申請を行っている。

(3) 高性能林業機械等の導入

高性能林業機械等の取得年度及び取得後の稼働状況は、表1のとおりであり、年々その稼働率が上昇している。その結果、間伐の総生産材積が表2のとおり増加しており、機械導入による効果が認められる。

表1

名 称		スイングヤーダ	フォワーダー	ハーベスター
取得年月日		H19.11.29	H22.2.1	H23.2.22
使用開始年月日		H19.11.29	H22.2.23	H23.2.23
取得金額		12,650,000 円	10,476,190 円	20,500,000 円
補助金		4,940,000 円	3,333,000 円	10,000,000 円
補助金名			H21 年度 林業・木材産業等 振興施設整備事業	H22 年度 森林整備加速化・ 林業機械再生事業
稼動 状況	H24 年度	116 日 771.3 時間	89 日 499.2 時間	82 日 550.2 時間
	H23 年度	236 日 1588.3 時間	184 日 870.6 時間	204 日 1324.0 時間
	H22 年度	237 日 1517.2 時間	164 日 929.4 時間	28 日 175.6 時間
	H21 年度	222 日 1413.0 時間	48 日 320.4 日	
	H20 年度	202 日 1122.9 時間		
	H19 年度	63 日 354.0 時間		

表2 平成21年度を100とした平成22年度及び平成23年度の増加率

年 度	生産材積(m ³)	増加率(%)
平成21年度	4,723.013	100.0
平成22年度	6,812.557	144.2
平成23年度	7,667.215	162.3

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 間伐

① 事業実績について(佐伯森林組合)

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。しかし、出役簿の記載、受託事業精算書の労務費計算、箇所別整理票での実行経費算定、給与計算等より何らかの個人別の勤務状況資料が存在すると考える。

当組合の職員三名(A, B, C)を他社(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する様式の書類を利用し、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式を作成して管理する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされていない。算定根拠と各人との合意を明確に文書化すべきである。

② 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業〈間伐〉請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費税等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

③ 補助金に係る消費税の取り扱いについて－実行経費と補助金

森林組合が請負の方法によって間伐を施行している場合に、箇所別整理票の請負契約額、間接費及び実行経費の欄は消費税額が含まれている金額が記載されており、当該金額と補助金の額が比較されている。記載されている請負契約額及び間接費の合計額である実行経費額から消費税額を控除した金額と補助金額を比較するとほとんどの場合消費税額を控除した請負契約額及び間接費の合計金額である実行経費額の方が補助金額より低額になるものと考えられる。したがって、厳正に精査し、過大交付となっている場合には過大交付となっている補助金額について返還を求めるべきである。

④ 労務費算定計算について(佐伯森林組合)

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この差異の理由について説明を担当者にもとめたが、明確な回答はなかった。

したがって、施業管理が適正に実施されているとの感触は得られなかった。

⑤ 施業申込書について(佐伯森林組合)

所定の手続きが実施されていない事例が、散見される。

本来実施すべき手続きが組合内部で確実に実施される内部統制の確立が、必要である。

⑥ 請負契約の方式について

森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

(2) 林内路網整備

① 請負契約について(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

佐伯森林組合においては、請負契約について、見積り合わせという方法で契約を締結しているが、見積り依頼業者が主に特定の3業者に集中していること、また、見積りした業者のうち特定の1業者が5路線中4路線について契約を締結していることに鑑みると、競争原理が働いた結果とは言い難いものと考えられる。

また、神石郡森林組合においては、見積書を一切徴することなく久保田建設株式会社1者と随意契約方式で契約を締結している。

地方自治法施行令第167条の2に、「その性質又は目的が競争入札に適しない場合には随意契約によることができる」旨規定しているが、集材路の整備工事のうち、開設に係る工事は、道路工事に類する工事であり、技術的に一部の限られた業者しか施工し得ないものではない。

いずれの組合も、森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、請負契約については、当事業が公益性を有すること及び補助金事業であることを十分に認識し、また、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどから、競争入札の導入など、今後、契約方式の見直しを検討すべきである。

② 関係書類の記録・保存について(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

検査における関係書類について、「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準によると、事業主体に対する検査のうち、直営施工の場合の書類検査の規定は、「工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式」としているが、両組合においては、工事日誌の作成が不十分で、現場作業の事実を十分に確認することが出来なかった。

補助金事業であることを十分に認識して、適正性の確保を念頭に置き、関係資料の作成・整理及び保管を適正に行うべきである。

③ 設計変更に伴う補助金交付変更申請について(佐伯森林組合)

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表 1 の 3 林内路網整備(4)④により、路線箇所廃止及び変更がある場合並びに市町申請額の変更がある場合、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定しているが、夏夜鳥支線をみると、実事業費が補助金額の20%以上上下回っているにもかかわらず上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなく、余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されていることは著しく不透明である。

今後、より適正な申請手続きの改善を行うべきである。

第9 ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)

1 監査の対象

ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金
同補助金の執行状況を確認するため、神石郡森林組合及び佐伯森林組合を中心
に監査を行った。

2 受取補助金

(1) 神石郡森林組合

平成 23 年度	なし(神石高原町からの受託業務として実施)
平成 22 年度	24,453,740 円
平成 21 年度	なし(神石高原町からの受託業務として実施)

(2) 佐伯森林組合

平成 23 年度	17,996,230 円
平成 22 年度	16,418,380 円
平成 21 年度	7,465,980 円

3 事業の執行状況

各森林組合は、各市町を通じて受ける補助金により、各組合の現業部門及び外部委託により、対象森林の間伐作業を行っている。

4 監査の実施状況

市町及び森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までのひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(1) 監査日時

神石高原町役場	平成 24 年 11 月 20 日
神石郡森林組合	平成 24 年 11 月 21 日
廿日市市役所佐伯支所	平成 24 年 11 月 22 日
佐伯森林組合	平成 24 年 12 月 4 日

(2) 監査に際し確認した主な書類

① 神石高原町・廿日市市

- ・ 補助金の申請から交付に至る一連の申請書, 報告書, 検査調書及び通知書等
- ・ 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書
- ・ ひろしまの森づくり事業推進協議会の議事録等の会議資料
- ・ ひろしまの森づくり事業推進協議会の設置に関する規程

② 神石郡森林組合・佐伯森林組合

- ・ 補助金の交付申請から補助金請求までの一連の申請書, 通知書及び報告書等
- ・ 受託事業に係る契約書, 通知書等請求までの一連の書類(神石郡森林組合)
- ・ 補助事業に係る実行経費の内訳に関する書類
- ・ 外部委託に係る注文請書, 委託業務着手通知書及び委託業務完了通知書等
- ・ 消費税申告書(控)
- ・ 消費税の課税対象取引の明細
- ・ 総勘定元帳

5 監査の結果

(1) 神石高原町・廿日市市

① 全体計画と進捗状況の管理について

県に対する申請書に記載された, 整備が必要とされている森林の全体面積の根拠を確認したところ, 神石高原町及び廿日市市の両市町ともにエリアを特定した明確なものは示されなかった。

② 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書(神石高原町)

「環境貢献林整備事業実施要領」第5により, 当事業を実施する場合には, あらかじめ市町の長と森林所有者との間で環境貢献林整備事業の実施に関する協定書(以下「協定書」という。)を締結することとされている。この協定書について確認を行ったところ, 協定書作成の日付は, すべての協定書において事業実施後の日付であった。

また, 平成24年11月20日の監査日において, 一部の協定書が該当のファイルに綴られておらず, この点について確認を行ったところ, 別のファイルに綴っていたとのことであった。

③ 写真及び現地検査を経ない補助金の交付(廿日市市)

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書の確認を行ったところ、環境貢献林整備事業実施要領第 9 により実績報告に添付が義務づけられている施工前後の状態を示す写真(全 37 地点分)について、前後の内いずれかの写真の添付がないもの 6 件、前後の写真の撮影場所が異なると思われるもの 3 件、前後の写真に変化がなく施工実施の確認ができないもの 1 件が認められた。

これらの写真について、県の担当者及び廿日市市の担当者に確認を行ったところ、その多くは、県の担当者による確認の際に不備が発見されており、追加で提出された写真等の添付がもれていたとのことであったが、施工前後のいずれかの写真が添付されていなかったものの内 2 件は最終的に施工前の写真の添付がなく、市による現地確認もされていない状況で補助金が交付されていた。

④ 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第 5 の 4 により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、設置することとされている組織(以下「協議会」という。)について、平成 21 年度から平成 23 年度までの活動状況の確認を行った。その結果、廿日市市では会議資料及び議事録等は適正に保存されていたが、神石高原町では会議資料及び議事録が保存されていない年度があった。

(2) 神石郡森林組合・佐伯森林組合

① 補助金に係る消費税の取り扱い(佐伯森林組合)

補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ、佐伯森林組合では、税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

(注) 補助金額は、標準単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額から所有者負担額を控除して求める。

また、事業の実施を外部に委託しているものについては、実行経費の集計段階で、外部からの税込みの請求額の総額に対し、森林組合で更に消費税等を計上しているため、消費税も二重計上となっていた。

上記の 2 点の誤った処理によって、平成 23 年度において、補助金 584,632 円が過大交付となっている可能性が高いため、県に対して実態確認を依頼した。

② 事業実績報告書の記載

森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当交付金事業の実績報告書では、標準経費と実行経費は、全て同額で記載されていた。

③ 実行経費の確認

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

A 神石郡森林組合

a 直接費金額について

組合の作成した「事業実績内訳書」に記載された現場毎の直接費の内訳について確認を行ったところ、個々の現場単位での経費の把握は行われておらず、全体の経費を按分したものを掲載しているとのことであった。

B 佐伯森林組合

a 事前測量等の経費

事前測量等に要した経費の算定の根拠とされている職員の従事状況を示す資料は、確認できなかった。

b 作業経費

平成23年度の特定の1件について、実行経費算定の根拠となった作業員の従事状況の確認を行ったところ、その作業員にかかわる業務日報での従事状況と異なるものがあった。

なお、現地監査終盤まで作業日報は存在しない旨の説明を受けており、当初の監査予定時間が経過した後に作業日報の存在が判明したため、時間の関係から1件のみの確認となった。

c 外部委託の際の請負金額の基準

実際の間伐作業において、外部へ委託する場合の請負金額の基準が、明確になっていなかった。また、委託業者と組合の現業部門の作業員が共同して作業を行う場合についても、請負金額の基準が、設けられていなかった。

④ 自己所有の山林への補助について(佐伯森林組合)

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し補助を行ったものが、平成23年度と平成22年で各1件確認された。

平成22年度	佐伯森林組合	576,580円
平成23年度	YT(個人)	298,200円

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 神石高原町・廿日市市

① 全体計画と進捗状況の管理について(神石高原町, 廿日市市)

両市町で管理している情報を確認する限り、両市町ともに場所を特定した上での全体計画及び進捗状況の管理は行われていなかった。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。限られた期間及び予算でより効率的な事業効果を得るため、真に施業の必要性を勘案した全体計画の立案及び個別具体的かつ時宜にかなった捗状況の管理が実施されるべきである。

② 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書(神石高原町)

当事業を実施する場合に、市町の長と森林所有者との間で締結する協定書について、環境貢献林整備事業実施要領では事業を実施する前に締結すべきとされているところ、同町では事業実施後の日付で協定の締結を行っていた。担当課に確認すると、事業の対象面積が事業実施後でなければ確定しないからという理由であったが、他の市町では実施要領のとおり、事前に協定を締結している。

同町においても、独自の判断で実施要領と異なる処理を行うのではなく、県の関係部署とも協議を行い、県で定めた実施要領に従った処理を行うべきである。

また、協定書の保存も適切とは言えない状態であった。この協定の期間は、締結後 20 年間に亘るもので、森林所有者の相続等によるトラブルも想定されるので、より確実な管理が行われるべきである。

③ 写真及び現地検査を経ない補助金の交付(廿日市市)

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書に基づいて事業の執行状況について確認を行った。その結果、同報告書に添付された資料から確認が可能な部分においても、事業の実施に疑問を感じるものがあつた。また、再確認においても、書類の不備が是正できないものも存在しており、補助金検査の実効性に大きな疑問を感じる。

このことは、場合によっては、未施業の事業に対する補助金の不正受給にも発展しかねない大きな問題である。県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。

④ 協議会の活動状況(神石高原町, 廿日市市)

A 神石高原町

同町担当課に保存されている会議資料等からは、事業の透明性の確保や事業効果の検証に資するような検討の過程は、確認できなかった。また、協議会の議事録や会議資料も保存されていない年度があり、協議会の運営等についても、改善の必要性を感じた。

B 廿日市市

同市の協議会での検討内容について、会議資料及び議事録から確認を行ったところ、協議会の運営は、その目的に合致した適正なものであると認められる。会議資料も詳細にまとめられており、議事録の記載も詳細で適正に保存されていた。

また、平成23年度の協議会では「ひろしまの森づくり廿日市市事業の成果について(案)ー平成19～平成22年度4カ年の成果ー」と題したパンフレットの作成に関する議論も行われており、市民に対する広報の姿勢もうかがえる。

(2) 神石郡森林組合・佐伯森林組合

① 補助金に係る消費税の取り扱い(佐伯森林組合)

県森林保全課の説明によると、補助金に係る消費税の取り扱いについては、平成9年11月27日に林野庁長官名で出された文書「森林組合等が森林所有者から委託を受けて行う事業に係る消費税の取り扱いについて」(9 林野組第199号)による取り扱いによっているとのことであった(この取り扱いに則している限り、原則として「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」の第4条第3項による消費税相当額の補助金の減額は必要ない)。

しかし、佐伯森林組合においては、前記文書に基づく取り扱いは行っておらず、また、県、市町も同取り扱いの適合性の確認を行っていなかった。消費税の減額の必要性を確認することなく、漫然と補助金の交付を行っており、補助金事業の執行として問題があるといわざるを得ない。

今後は、各規程の趣旨を十分に理解し、必要に応じて各補助金に共通する問題については、横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め、適正に執行されるよう努めるべきである。

② 事業実績報告書の記載

実績報告書に記載する実行経費は、当然に実額を記載すべきである、補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較するこ

とにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得る。県としても、実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

③ 実行経費の確認

A 神石郡森林組合

当組合では、実行経費を算定する際、現場ごとの経費の集計は行わず、全体の経費を按分して現場ごとの経費としていた。このような処理を行っている理由について、当組合から以下の説明があった。

「事業箇所により、作業条件(簡易な場所・作業実施難所・不整備地等含箇所)や作業員・作業員賃金単価が異なり、また作業能力に差がある為、事業金額に格差が生じ森林所有者に負担、不公正が生じるためトータルで整理する必要がある。」

種々の理由から現場ごとの直接経費に不均一が生じることはあり得るが、実行経費の妥当性や事業の効率性の検証を行う場合、現場ごとの直接経費の把握は不可欠である。また、森林所有者に対する負担、不公正の是正については、事後においても、現場ごとにこれらの検証が可能なように、現場ごとの直接経費の把握について徹底を図るべきである。

B 佐伯森林組合

当組合では、補助金の実行経費算定の基礎資料(作業者の従事状況の確認資料等)が整備されておらず、予算面からの執行の適正性を十分に確認することができなかった。

補助金事業であることを十分に認識して、事後的であっても予算面からの執行の適正性の検証が十分行えるよう、資料の整備を行うべきである。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。むやみに課税を行う期間が延長されることはあってはならず、限られた予算でより効率的な事業効果を得るため、より厳正な予算の執行管理がなされるべきである。

④ 自己所有の山林への補助について

補助対象としての要件を満たした山林であっても、自ら施業能力をもつ所有者については、まずは自助努力を求めるべきである。更に、当補助事業に

携わることで利益を得ている事業者の場合は、事業者によるなおのこと自助努力を求めるべきである。自らの山林は自助努力で整備を行い、そこに投入される予定であった補助金は、当事業の目的に鑑み、真に補助事業として整備が必要な山林へ振り向けられるべきである。

第10 神石高原町・神石郡森林組合の個別監査

1 神石郡森林組合の概要・沿革

組 合 名	神石郡森林組合
所 在 地	広島県神石郡神石高原町安田 175-1
組 合 員 数	4,060 人
出 資 金	払込済出資金 28,195,500 円
役 員 数	理事 8 名 監事 4 名
設 立	昭和 47 年 3 月 22 日 神石郡内にあった 3 町 1 村(旧油木町・旧神石町・旧豊松村・旧三和町)森林組合が, 第 1 期広島県森林組合広域合併計画に沿って合併設立 町村合併は平成 16 年 11 月 5 日合併, 神石高原町となる。
管内森林面積	30,631ha うち, 国有 3,691ha (12%), 民有林 26,940ha (88%)
林 野 率	81%

2 広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)

(1) 監査の対象

森林整備地域活動支援交付金の執行状況について

(2) 受取補助金・交付金

神石高原町の補助金等

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	施業集約化 の促進	県交付額			6,000,000	6,000,000	森林組合
		補助額			8,000,000	8,000,000	
2	作業路網の 改良活動	県交付額			4,837,500	4,837,500	森林組合
		補助額			6,450,000	6,450,000	
		県交付額			785,362	785,362	農林振興
		補助額			1,047,150	1,047,150	センター
3	施業実施区 域の明確化 作業等	県交付額	10,930,500	10,864,500		21,795,000	各地域団 地
		補助額	14,574,000	14,486,000	-	29,060,000	
		県交付額	3,048,750	3,114,750		6,163,500	森林組合
		補助額	4,065,000	4,153,000	-	8,218,000	
		県交付額	1,020,750	1,020,750		2,041,500	農林振興
		補助額	1,361,000	1,361,000	-	2,722,000	センター
合 計	県交付額	15,000,000	15,000,000	11,622,862	41,622,862		
	補助額	20,000,000	20,000,000	15,497,150	55,497,150		

※負担割合…施業集約化の促進・作業路網の改良活動ともに国 2 分の 1, 県 4 分の 1, 市町 4 分の 1 である。

上記のうち, 神石高原町から神石郡森林組合への交付金内訳は, 次のとおりである。

年 度	内 容	事 業 費(円)
平成 21 年度	施業実施区域の明確化作業等	4,065,000
平成 22 年度	施業実施区域の明確化作業等	4,153,000
平成 23 年度	施業集約化の促進	8,000,000
	作業路網の改良活動	6,450,000

(3) 事業の執行状況

① 施業実施区域の明確化作業

神石高原町役場は、協定地区に対して明確化作業に対する交付金を交付している。

② 施業集約化の促進

当森林組合は、森林所有者から間伐を行うことの同意書を取り付けている。森林所有者と当森林組合の間で造林事業等(搬出間伐※)を行うため、作業実施確認書を作成している。

当森林組合は、測量等を外注することなく、当組合の現業部門により事業を実施している。

※ 搬出間伐とは・・・育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の生長を促進する作業を間伐という。この作業により伐採された丸太を利用するために、林内から搬出するものを、搬出間伐という。

③ 施業路網の改良活動

当森林組合は、現地調査は自ら行うものの、路網整備の施工は建設会社に外注している。

(4) 監査の実施状況

① 神石高原町役場

平成24年11月20日、神石高原町役場に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、施業実施区域の明確化作業等に対する交付金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 森林整備地域活動支援交付金内訳
- ・ 交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況
- ・ 事業費の内訳
- ・ 神石高原町森林整備地域活動支援交付金請求書
- ・ 確認調書
- ・ 支出負担行為書

② 神石郡森林組合

平成24年11月20日、旧豊松村字近田において下蒞りの実地確認を行った。平成24年11月21日、神石郡森林組合に臨場の上、関係書類の提示を求め、関係者からの聞き取りに基づいて、平成21年度から平成23年度までの森林整備地域活動支援事業に係る交付金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ・年末調整一覧表
- ・機構図
- ・配布図
- ・職員住所録・役員名簿
- ・社会保険加入状況の分かるもの
- ・作業日報・作業報告書
- ・支援交付金請求に際し計算根拠となる資料
- ・林業団地図
- ・「施業集約化の促進」実施結果報告と団地図への施行記入図
- ・造林事業委託契約書
- ・実行経費内訳報告書
- ・施業集約化交付申請計算根拠資料
- ・各人別作業従事日数表
- ・支援事業対象行為日誌

(5) 監査の結果

① 施業実施区域の明確化作業

A 補助金の執行状況

施業実施区域の明確化作業等の交付金(平成21年及び22年度)内訳は、次のとおりである。

平成21年度

協定地区名	協定締結者数(人)	積算基礎 森林面積(ha)	交付金 総額(千円)
油木団地	761	935.29	4,676
神石団地	625	1358.29	6,791
豊松団地	413	717.35	3,587
三和団地	470	716.95	3,585

農林振興C油木	1	132.55	663
農林振興C神石	1	67.58	338
農林振興C豊松	1	71.99	360
合 計	2,272	4,000.00	20,000

平成 22 年度

協定地区名	協定締結者数(人)	積算基礎 森林面積(ha)	交付金 総額(千円)
油木団地	761	935.29	4,676
神石団地	625	1358.29	6,791
豊松団地	413	717.35	3,587
三和団地	470	716.95	3,585
農林振興C油木	1	132.55	663
農林振興C神石	1	67.58	338
農林振興C豊松	1	71.99	360
合 計	2,272	4,000.00	20,000

平成 21 年度及び平成 22 年度の交付金の交付対象面積及び交付金総額は、全く同じである。

B 森林所有者と交付金受取者

森林整備神石団地に対する交付金について、森林整備地域活動支援事業作業一覧表により内容を確認したところ、作業道の草刈が大半を占めている。

さらに、交付対象となった森林整備神石団地の作業道の草刈のうち、約半数を抽出し、路線ごとに作業者所有林の有無につき提示を求めた。その結果、抽出したすべての路線について、平成 21 年度及び 22 年度ともに作業者所有林が含まれていることを確認した。

抽出対象の 290 路線のうち、平成 21 年度及び 22 年度ともに交付金の交付対象となった路線は、142 路線であり約半数を占めている。

② 施業集約化の促進(平成 23 年度)

A 補助金の執行状況

施業集約化の促進の交付金内訳は、次のとおりである。

補助金の交付確定額 8,000,000 円

実行経費内訳報告書

区 分	金 額(円)	備 考
① 人件費	6,972,685	人夫賃, 社保等保険料
② 旅費	0	
③ 会議費	13,767	飲物代
④ 資材費	0	
⑤ 機械器具費	815,780	パソコン, GPS, 車両利用料
⑥ 燃料費	123,666	
⑦ 通信運搬費	89,103	切手代
⑧ 備品費	0	
⑨ 消耗品費	46,541	用紙コピー代金
⑩ 委託費	0	
⑪ その他	105,800	目印テープ, 図面作成
合 計	8,167,342	

B 人件費について

人件費について、計算根拠資料の提示を求め、人夫賃・諸保険料を把握し、個人別1日当たり単価を確認した。

現場作業員の従事事実を確認するため、抜き取りの方法により作業報告書(日報)の提出を求めた。

その結果、現場で従事した者でなければわからない作業のポイント、安全確認及び作業確認が記入されており適正と認められた。さらに、具体的内容を記入した「支援事業対象行為日誌」も作成されていた。

他方、事務職員のうち、嘱託職員(男性)及び臨時職員(女性)に業務の従事内容を聞き取りにより確認したところ、女性の臨時職員は、そのうち30%が、男性の嘱託職員については、その70%が補助金対象業務であり、その余は、他の事務に従事していることを確認した。

また、管理職である専門員・業務課長についても100%補助金業務としているが、他業務をも管理監督する立場であるので、管理職の人件費を100%補助金請求するのは合理的ではない(平成23年10月の例、専門員稼働日数17.6日請求、業務課長18.0日請求)。

以上、述べたとおり、事務職員の人件費については100%補助金対象にはできず、従事の実態・従事割合に基づいて補助金を返還させるべきである。

C 機械器具費について

GPS 利用料 1 日 3,000 円, パソコン賃借料 1 日 1,000 円, 車両利用料 1 日 400 円として補助金を受け取っている。

GPS は 3 台保有しているが, 内 2 台については一部補助金を受けて取得したものがあある。この減価償却費相当額を計算の基礎に算入するのは, 過大な補助金の交付である。

補助金で取得した機械を利用し, 再度, 補助金を受け取ることは, 二重の補助金受け取りであり, 不適正である。

D 支援交付金の検査

a 支援事業については, 基金条例, 実施要領及び実施要領の運用が定められている。

「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用」では, 対象行為の実施結果の確認として, 市町村長が報告書の書類審査により行うこととされている。その方法は別記 1 のとおりとするとされ, 別記 1 では, 施業集約化の促進～(書類審査) 報告書で確認, とされている。

さらに報告書の様式では, 対象行為の実施箇所, 具体的内容, 実施者の報告を求めている。

b どのような書類で確認できるか

支援交付金は, その対象を人件費としているので, 少なくとも次のような書類の提示を求め, 確認しなければならないと考える。

- ・ 人件費の積算根拠の集計表(各人ごとの単価計算と集計)
- ・ 作業日誌(いつ・誰が・どのような作業を・何時間したか)
- ・ 事務日誌(いつ・誰が・どのような作業を・何時間したか)

c 神石高原町の確認

神石高原町は, 神石郡森林組合からの報告書と計算明細を受け取っている。しかし, 作業日誌や事務日誌の提出を求めている。

したがって, 神石高原町における確認行為は十分でないと言える。

d 広島県(東部農水産事務所)の確認・指導

広島県は, 神石高原町からの報告書と計算明細を受け取っているが, 人件費の根拠資料の確認をしていない。また, 神石高原町に対する指導を行った形跡もない。

③ 作業路網の改良活動(平成23年度)

A 補助金の執行状況

作業路網の改良活動の交付金内訳は、次のとおりである。

当初 4,837,500 円であったが、後に 6,450,000 円に増額され、補助金の確定額は 6,450,000 円である。

実行経費内訳報告書

区 分	金 額(円)	備 考
① 人件費	3,869,587	人夫賃, 社保等保険料
② 旅費		
③ 会議費		
④ 資材費	271,700	シスイエース, 砕石
⑤ 機械器具費	102,120	車両, 刈払機利用料
⑥ 燃料費	67,911	
⑦ 通信運搬費		
⑧ 備品費		
⑨ 消耗品費		
⑩ 委託費	2,497,000	簡易横断溝設置
⑪ その他		
合 計	6,808,318	

B 人件費について

人件費については、「施業集約化の促進」と同じ方法により補助金を申請している。当活動においても、管理職である専門員・業務課長について、100%補助金業務としているが、他業務も管理監督する立場であるので、補助金業務への従事事実を明確にし、従事事実に従って請求すべきである。

以上、述べたとおり、事務職員の人件費については 100%補助金対象にはできず、一定額の補助金を返還させるべきである。

C 機械器具費について

機械器具費についても、減価償却費等を補助金の対象としている。

D 委託費について

委託費については、見積書を一切徴することなく随意契約の方式で委託契約を締結しているが、本事業が補助金事業であることからすると不適切である。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 施業実施区域の明確化作業等

A 対象地域の重複

森林整備地域活動支援交付金は、平成21年度及び22年度ともに対象地域及び交付金額が同一である。監査の結果に記載しているとおりに、抽出の対象とした神石団地の290路線のうち、平成21年度及び22年度ともに交付の対象となった路線が約半数であることから、2年度目について、これらの路線で行われた作業が、交付の対象となり得るか疑問である。

B 森林所有者と補助金受取人

作業の大半は、作業道の草刈であり、抽出したすべての路線について平成21年度及び22年度ともに草刈作業を受託した者の所有林が含まれていた。一般常識から考えれば、草刈作業は維持管理行為であることから、交付の対象とすべきではないと思われる。

② 施業集約化の促進・作業路網の改良活動 共通

A 人件費について

神石高原町は、施業集約化の促進・作業路網の改良活動の補助金交付の確認に際し、森林組合から「実行経費内訳書」「交付申請計算根拠資料」の提出を受けているが、人件費の基礎となる作業日報・事務日誌の提示を求めて確認していない。

広島県東部農林水産事務所は、神石高原町から書類の提出を受け付けるのみで、確認といえる行為は行っていない。

広島県は、補助金交付の確認事務に当たり、具体的に作業・勤務事実確認のため、作業日報・作業日誌その他の基本書類を提示させ、チェックするよう指示すべきであった。

B 現場確認について

広島県は、交付した補助金の確認に当たり、神石高原町から提出された報告書をそのまま受け取り、根拠となる事実の確認を行っていない。

今後は必要に応じ現場に赴き、現地確認をしなければならないと考える。

③ 作業路網の改良活動

随意契約から競争入札へ

委託費については、請負契約により外注施工したものであるが、その契約の締結にあたっては、見積書を徴することなく随意契約の方式で委託契約を締結しているが、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、競争入札の導入など、今後契約方式の見直しを検討すべきである。

④ その他

A 斎場経営による収益効果

平成23年度業務報告書によれば、当組合は斎場業務を営んでおり、その運営は、組合運営に多くの効果をもたらしている。斎場業務収入は110,000,000円を超え、収益もしっかり確保されているので当組合の経営に大きく寄与している。

B 地域への貢献と森林整備事業の円滑化

神石高原町内で当組合が斎場業務を行うことにより、結果として地域の森林所有者の相続情報をいち早く把握することにつながっている。そのことにより、相続人に森林情報を伝えることができ、円滑な承継に役立ち喜ばれている。相続人が遠隔地に存在する場合などは、相続人自身が相続財産としての山林の存在を知らないことが多く、相続による承継を円滑に行うことにより、森林整備が一步前進することになっている。

神石郡森林組合の例は希ともいえるが、当組合は、地域と密着し、組合業務の円滑な運営を図るとともに、財政基盤の強化にも繋げているので、他組合の参考として評価できる。

3 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

(1) 監査の対象

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業、林内路網整備事業、高性能林業機械等の導入事業の執行状況について

(2) 受取補助金

神石高原町の受取補助金等

(単位:円)

メニュー	平成21年度	平成22年度	平成23年度
間伐	—	61,750,000	36,912,000
林内路網整備	—	10,540,000	9,800,000
高性能林業機械の導入	—	—	—
森林境界の明確化	—	4,140,000	0
里山再生対策	—	794,500	1,585,500
合計	—	77,224,500	48,297,500

神石郡森林組合の補助金等

(単位:円)

メニュー	平成21年度	平成22年度	平成23年度
間伐	52,500,000	61,750,000	36,912,000
林内路網整備	13,540,000	10,540,000	9,800,000
高性能林業機械の導入	0	10,000,000	0
合計	66,040,000	86,430,000	42,712,000

(3) 事業の執行状況

① 間伐

平成21年度は211.50haについて、平成22年度は247.11haについて、平成23年度は131.67haについて、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を実施している。

② 林内路網整備

平成21年度は5,542.3mについて、平成22年度は5,539mについて、平成23年度は4,959.8mについて、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により路網整備を行っている。

③ 高性能林業機械等の導入

平成22年度は、ハーベスタを取得している。

(4) 監査の実施状況

平成24年11月20日は、神石高原町役場に臨場の上、同年同月21日は神石郡森林組合に臨場の上、提出を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成21年度から平成23年度までの広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業、林内路網整備事業及び高性能林業機械等の導入事業に対する補助金の執行状況について監査を実施した。

<監査に際し確認した主な書類>

① 間伐

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び交付決定書
- ・ 検査調書,検査内訳書,実績報告書,事業実績書,事業実績内訳書及び箇所別整理票
- ・ 森林施業長期受託契約書
- ・ 作業実施確認書
- ・ 同意書及び協定締結承諾書

② 林内路網整備

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び決定書
- ・ 事業計画書
- ・ 事業費内訳書及び設計関係資料
- ・ 検査調書,検査内訳書,実事業内訳書,土量計算書
- ・ 事業成績内訳書及び実績報告書
- ・ 請負契約関係資料
- ・ 賃金台帳,出夫表(出面表),作業報告書及び作業員別単価計算表
- ・ 低コスト林業団地実績一覧表

③ 高性能林業機械等の導入

- ・ 平成23年度決算書及び事業報告書(団体検査課で把握)
- ・ 法人税申告書,減価償却明細表及び固定資産元帳

(5) 監査の結果

① 間伐

A 実績報告書

実績報告書(検査調書)に添付されている箇所別整理票について、当森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、当組合が外注(請負)施工した場合、補助の対象となる間接経費について、一律請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

また、「諸経費」を記載する欄があり、内訳として現場管理費、測量費、通信消耗費及び社会保険料等が費目として記載されているが、この欄には記載が全くされていない。

広島県森林加速化・林業再生基金事業実施要領の運用についての「森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接比率の適用について」では、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負(契約)額に森林組合等は10%、市町は12%を乗じた額を上限とし、一施行地毎に実費(現場管理費、通信消耗費等)の積み上げにより計上するものとする規定されている。

この点について、当森林組合は、平成23年度の決算の結果―費用全体の森林整備にかかわる金額を抽出し、森林整備にかかわる費用としては「森林整備」「利用」および「福利厚生購買金融」に区別し、「森林整備」費用が167,452,868円であり、基金事業費は36,348,805円であるので「森林整備」費用に基金事業費が占める割合は約22%であるから、上記実施主体の間接費は請負金額の10%より多いので問題はないと説明されたし、神石高原町も当組合の説明を是として検査を行っている。

しかし、当森林組合が算定した「基金事業費」には、直営の場合の費用と請負の場合の費用とが区別されていないし、間接費は、請負金額の10%に相当する金額と施工地ごとに実費の積み上げによって計上した金額とを比較すべきであるのになされていない。

したがって、当森林組合による処理の方法は不適である。

B 補助金に係る消費税の取り扱い

実績報告書に添付されている箇所別報告書について、神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合外注(請負)施行した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の10%に相当する金額が記載されており、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして、補助金額として定額単価に面積(ha)

を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合、補助の対象となる費用には消費税を含まない金額でなければならない。

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領(平成21年5月29日林整計第89号林野庁長官通知)の別紙2「基金事業実施にあたっての条件」6カとして次のように規定されている。

カ 市町村長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 市町村長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 市町村長等は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を都道府県知事に報告するとともに都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

そして、広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準2間伐(3)補助金交付申請等についてにおいて、県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については、補助金等交付要綱によるほか次のとおりにすることと定めてあり、補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について、次のように規定されている(抜粋)。

第5条

- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(消費税等の報告)

第10条 第3第3項ただし書又は第5条第3項ただし書により交付の申請をした者は、前条第1項の実績報告書又は第5条第1項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第3項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 2 前項による報告は、別記様式第9号により前条第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の10%に相当する金額を記載していることの問題はさておくとしても、間接費として消費税を含んだ請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額及び間接経費額の合計である実行経費額には消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

平成21年度、神石郡神石高原町(木津和団地)において西城町森林組合への外注を行った事業においては、上記の取り扱いにより、補助額9,620,000円のうち、307,840円が過大交付となっていた。

C 達成状況報告書

いずれの年度について、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第11において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

D 請負契約の方式

事業主体が請負で施業する場合に、請負契約は、競争入札によらないで随意契約によってなされている。

以下に述べるように、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

都道府県及び市町村が、森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第234条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しない場合等には、随意契約によることができるとされている(同施行令第167条, 同第167条の2)。

「ひろしま森づくり事業」は、県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるため、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進するという点に制度の目的・趣旨がある。

また、「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」は、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、事業を実施する制度である。

そして、制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が造成した基金を活用することにより、地域

の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

これらの制度の目的・趣旨から、ひろしま森づくり事業及び広島県森林整備加速化・林業再生基金事業は、正に「公益性」を強く有している。

ところで、特に、間伐は、どの木を残してどの木を伐採するかについては専門的な知識と経験が必要とされると言われる。

しかし、現在、森林組合が締結する請負に関する随意契約の相手方は、3社ないし4社あるが、いずれもこれまで間伐作業を行ってきた業者であり、その施工地の地理的状況、施業の実施能力等、競争入札に参加し得る業者等の条件等は類似していると考えられる。したがって、森づくり事業並びに森林整備加速化・林業再生基金事業によって実施される事業の内容が「その性質又は目的」が一般競争入札には適さなくても、指名競争入札に適さない理由はない。

したがって、当森林組合による契約の方式は不当である。

② 林内路網整備

A 事業実施状況

平成23年度の事業実施状況は、次のとおりである。

実施市町	路線名	区分	実施延長 (m)	実事業費 (円)	土工率 (%)	補助対象 事業費(円)	補助金額 (円)
神石高原町	横山線	集材路	1235.8	2,788,974	47.2	2,377,041	2,377,000
	権現山2号線	集材路	333.9	776,776	65.2	696,393	667,800
	相渡1号線	集材路	1246.4	2,730,183	76.6	2,605,029	2,492,800
	相渡2号線	集材路	272.2	628,051	93.3	615,640	519,400
	向組1号線	集材路	1871.5	4,403,418	62.0	3,779,007	3,743,000
	合計		4959.8	11,327,402		10,073,110	9,800,000

B 補助対象事業費の計算

補助対象事業費の計算に当っては、直営施工費(人件費)及び外注施工費の実事業費合計から一定の計算により減額している。

a 人件費

上記事業の直営施工にかかわる人件費について、計算根拠資料の提示を求め、人夫賃・諸保険料を把握し、個人別1日当たり単価を把握した。

また、施工状況について出夫表及び作業報告書を基に監査を行ったところ、管理職員にかかわる出夫表及び作業報告書の記録がなく、従事事実を確認することが出来なかった。

一方、その他の職員については、出夫表及び作業報告書の記録があり、当該事業への従事事実が認められた。

管理職員の人件費については、従事日数に1日当たりの個人別単価を乗じて、その人件費を補助金対象事業費としているが、従事事実を示す作業報告書の記録がないことに加え、当該管理職員は他業務も管理監督する立場にあるので、人件費の全額を補助対象事業費とすることは問題であり、従事の実態・従事割合に基づいて当該事業費から減算すべきである。

なお、上記施工路線のうち、向組1号線の事業実施台帳(工事台帳)には、次のとおり作業日数を記載しているが、管理職員の従事日数47.0日については、作業報告書がなく、その従事事実を確認できていない。

作業区分	出夫表集計(人)						事業費配賦額 (円)
	H24.8	9	10	11	12	合計	
調査設計	6.0	2.0	13.0	11.0	0	32.0	693,920
伐倒	0	0	23.0	17.4	0	40.4	542,826
管理	0	0	0	13.0	29.0	42.0	830,407
合計	6.0	2.0	36.0	41.4	29.0	114.4	2,067,153
うち管理職員 従事分	6.0	2.0	13.0	8.0	18.0	47.0	

b 土量計算による補助対象事業費の減算

補助対象事業費の計算に当たっては、全体工事の土量に対する集材路の幅員3.0m以内の整備にかかわる土量の割合(土工率)を基に、幅員3.0mを超える部分の施工費を補助対象事業費から除外して計算を行っている。集材路は、全幅員3mで補助金算定しているため、実事業費のうち、開設、外注費及び燃料費について、土工率を基に事業費から減算している。

上記「実事業費」の内訳

(単位:円)

路線名	調査設計	伐開	開設	出来高管理	外注費	資材費	燃料費	合計
横山線	859,839	780,295	0	264,439	765,000	104,225	15,176	2,788,974
権現山2号線	225,894	160,131	0	159,767	225,000	0	5,984	776,776
相渡1号線	749,321	694,981	380,540	394,874	14,600	356,161	139,706	2,730,183
相渡2号線	114,690	77,427	0	250,698	180,000	0	5,236	628,051
向組1号線	876,855	751,645	0	1,053,885	1,575,000	77,848	68,185	4,403,418
合計	2,826,599	2,464,479	380,540	2,123,663	2,759,600	538,234	234,287	11,327,402

補助対象事業費の計算例(向組1号線)は次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{土 工 率} &= \text{補助対象工事の土量} \div \text{全体工事の土量} \\ &= 4034.8 \text{ m}^3 \div 6510.0 \text{ m}^3 \\ &= 62.0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{補助対象事業費} &= \text{調査設計} + \text{伐開} + \text{出来高管理} + \text{資材費} \\ &\quad + (\text{開設} + \text{外注費} + \text{燃料費}) \times 62.0\% \\ &= 876,855 + 751,645 + 1,053,885 + 77,848 \\ &\quad + (1,575,000 + 68,185) \times 0.62 \\ &= 3,779,007 \end{aligned}$$

C 請負施工状況

平成23年度実施の上記事業について、施工状況の監査を行ったところ、路網整備工事のうち、開設工事(道路工事)を主に請負とし、調査設計、伐開作業及び出来高管理などを直営で施工していた。

平成23年度実施の5路線のうち4路線について、次のとおり同一業者に対して開設工事を外注しており、契約関係書類を確認したところ、見積書の徴取が一切なく、すべて随意契約の方式によって行っていた。

都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第234条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しない場合等には随意契約によることができる(同施行令第167条、同第167条の2)。

林内路網整備工事のうち、開設に係る工事は、道路工事に類する工事であり、技術的に一部の限られた業者しか施工し得ないものではない。

①Cにおいて述べている理由から、当森林組合によって本事業を実施する場合でも競争入札の方式によることが適切である。

したがって、当組合による契約の方式は不当である。

なお、施工単価を比較したところ、横山線、権現山2号線及び相渡2号線については、1メートル当り619円～673円であるのに対し、向組1号線が同841円と高くなっているが、このことについて担当者に聞き取りを行ったところ、同路線の土質が黒土でぬかるむため作業効率が悪いことから単価が高くなった旨の説明があった。

路線名	請負先名	請負金額 (円)	実施延長 (m)	単価/m (円)
横山線	久保田建設(株)	765,000	1235.8	619
権現山2号線	久保田建設(株)	225,000	333.9	673
相渡2号線	久保田建設(株)	180,000	272.2	661
向組1号線	久保田建設(株)	1,575,000	1,871.5	841

D 検査

「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準3(5)の検査規定に基づく検査の実施状況を確認したところ、全路線とも事業実績報告書が提出された後、速やかに、「1路線以上かつその年度に開設した総延長の2割以上の延長」について、現地検査が実施されている。

また、書類検査について同規定は、直営施工の場合、a直営施工出来形設計書、b工事写真、c関係書類(工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式)、d出来形図と精算設計書との整合を確認すること、と記載されているのみで具体的な検査方法までは明示されていない。

平成23年度実施の各路線の書類検査について、出来形設計書、工事写真、出来形図と精算設計書との整合確認などの検査実績は認められたが、工事日誌については、上記Ba記載のとおり、管理職員の作業報告書の作成がなく、従事事実を確認した事実は認められない。

E 達成状況報告

いずれの年度についても、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第11において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加

速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

F 補助金に係る消費税の取り扱い

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっており、当組合は、請負施工に係る工事費(税込)から消費税を減額して申請を行っており、補助金申請額は適正であった。

③ 高性能林業機械等の導入

A 高性能林業機械等の保有の状況

補助金対象の機械について、当森林組合による取得及び所有の有無を減価償却明細表、固定資産元帳及び決算書から監査したところ、所有等の事実を確認した。

神石郡森林組合 平成23年業務報告より

機種名	スイングヤーダ	フォワーダ	ハーベスタ	グラップルサウルスロボ
規格・形式	PC120-6E0(0.45)	AK-33 100.047	314DCR-GME-T5B	MSE-45GEX(0.45)
取得年	20	21	22	20
耐用年数	5	5	5	5
稼働日数(時間)	232(1,516h)	192(962h)	205(1,322h)	170(891h)

補助金対象の機械について、他に賃借していないか監査したところ、賃借の事実がないことを確認した。

B 機械の稼働状況

補助金対象の機械の稼働状況について、稼働日数・稼働時間の記録の提示を求めたところ、稼働状況は次のとおりであった。

- a スイングヤーダはフル稼働を始めた平成20年度以降200日超の稼働である。
- b フォワーダについては、フル稼働を始めた平成22年度以降150日超の稼働である。
- c ハーベスタについては、フル稼働を始めた平成23年度は200日超の稼働である。

神石郡森林組合所有の高性能機械(補助金あり)

名 称	スイングヤーダ	フォワーダ	ハーベスタ	
取 得 年 月 日	H19.11.29	H22.2.1	H23.2.22	
使用開始年月日	H19.11.29	H22.2.23	H23.2.23	
取 得 金 額	12,650,000 円	10,476,190 円	20,500,000 円	
補 助 金	4,940,000 円	3,333,000 円	10,000,000 円	
補 助 金 名		H21 年度 林業・木材産業 等振興施設整備事業	H22 年度森林整備加速 化・林業機械再生事業	
稼 動 状 況	H24 年度	116 日 771.3 時間	89 日 499.2 時間	82 日 550.2 時間
	H23 年度	236 日 1588.3 時間	184 日 870.6 時間	204 日 1324.0 時間
	H22 年度	237 日 1517.2 時間	164 日 929.4 時間	28 日 175.6 時間
	H21 年度	222 日 1413.0 時間	48 日 320.4 日	
	H20 年度	202 日 1122.9 時間		
	H19 年度	63 日 354.0 時間		

※ H24 年度の稼動状況は、10 月 31 日現在のもの

C 機械導入による効果

機械の導入により、生産量は増加したか確認したところ、間伐の総生産材積が次のとおり増加しており、機械導入による効果が認められる。

平成 21 年度を 100 とした平成 22 年度及び平成 23 年度の増加率

年 度	生産材積(m ³)	増加率(%)
平成 21 年度	4,723.013	100.0
平成 22 年度	6,812.557	144.2
平成 23 年度	7,667.215	162.3

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 間伐

A 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業<間伐>請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費税等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

B 補助金に係る消費税の取り扱いについて

森林組合が請負の方法によって間伐を施行している場合に、箇所別整理票の請負契約額、間接費及び実行経費の欄は消費税額が含まれている金額が記載されおり、当該金額と補助金の額が比較されている。記載されている請負契約額及び間接費の合計額である実行経費額から消費税額を控除した金額と補助金額とを比較するとほとんどの場合消費税額を控除した請負契約額及び間接費の合計金額である実行経費額の方が補助金額より低額になるものと考えられる。したがって、厳正に精査し、過大交付となっている場合には過大交付となっている補助金額について返還を求めるべきである。

C 諸規定に基づく手続きの適正化

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、を定めている。

これらの諸規定は、補助金等にかかわる予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続きが行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

D 請負契約について

森林組合が請負の方式で施工する場合に一律に随意契約方式によらなければならない理由はない。当森林組合が、「公共的団体」に留ま

るものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

② 林内路網整備

A 諸規定に基づく手続きの適正化

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、を定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続きが行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

B 請負契約について

広島県森林整備加速化・林業再生事業補助金(林内路網整備関係)に係る事業実施において、当組合が発注する開設工事の施工請負契約の締結に当たっては、見積書を一切徴することなく久保田建設株式会社1社と随意契約を行っている。

森林組合が請負の方式で施工する場合に、一律に随意契約方式によらなければならない理由はない。当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

③ 高性能林業機械等の導入

関係諸法令に基づいて、概ね適正に執行されていると認められる。

4 ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

(1) 監査の対象

ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金

(2) 受取補助金

神石高原町の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

(単位:円)

No				H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	里山整備事業	松くい虫被害跡地整備	補助額	4,323,900	5,248,950	8,450,400	18,023,250	森林組合
			事業費	(4,323,900)	(5,248,950)	(8,450,400)	(18,023,250)	
2		竹林繁茂防止	補助額	7,545,600	8,367,000	2,971,350	18,883,950	個人等
			事業費	(7,545,600)	(8,367,000)	(2,971,350)	(18,883,950)	
3		鳥獣被害バッファゾーン	補助額	864,210	472,410	63,600	1,400,220	個人等
			事業費	(864,210)	(472,410)	(63,600)	(1,400,220)	
4		事務費	補助額	495,730	569,720	466,850	1,532,300	市
			事業費	(495,730)	(569,720)	(466,850)	(1,532,300)	
5	里山保全活用支援事業	里山保全活用支援事業	補助額	1,000,000			1,000,000	個人等
			事業費	(1,264,882)			(1,264,882)	
6	森林林業体験活動支援事業	森林林業体験活動支援事業	補助額	386,660	289,220		675,880	個人等
			事業費	(386,660)	(289,220)		(675,880)	
7	事業推進費	施業地調査(松くい虫),協議会経費	補助額	1,683,900	1,952,700	3,247,800	6,884,400	森林組合
			事業費	(1,683,900)	(1,952,700)	(3,247,800)	(6,884,400)	
合 計			補助額	16,300,000	16,900,000	15,200,000	48,400,000	
			事業費	(16,564,882)	(16,900,000)	(15,200,000)	(48,664,882)	

神石高原町の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	事業推進 調査	補助額	3,003,000	1,472,100	1,911,000	6,386,100	森林組合
		事業費	(3,003,000)	(1,472,100)	(1,911,000)	(6,386,100)	業務委託
2	環境貢献 林整備	補助額	56,997,000	25,527,900	34,489,000	117,013,900	森林組合
		事業費	(58,566,800)	(26,359,100)	(35,550,700)	(120,476,600)	H21 業務委託 H23 業務委託 H22 補助
合 計		補助額	60,000,000	27,000,000	36,400,000	123,400,000	
		事業費	(61,569,800)	(27,831,200)	(37,461,700)	(126,862,700)	

神石郡森林組合へ交付された当事業の補助金は次のとおりである。

- 平成 21 年度 なし(神石高原町からの受託業務として実施)
 平成 22 年度 24,453,740 円(補助金)
 平成 23 年度 なし(神石高原町からの受託業務として実施)

(3) 事業の執行状況

当森林組合は、神石高原町を通じて受ける補助金により、当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を行っている。

(4) 監査の実施状況

① 神石高原町役場

平成 24 年 11 月 20 日、神石高原町役場に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの、ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

< 監査に際し確認した主な書類 >

- ・ 補助金の申請から交付に至る一連の申請書、報告書、検査調書及び通知書等
- ・ 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書
- ・ 歳入予算差引簿(平成 23 年度)
- ・ ひろしまの森づくり事業推進協議会の議事録等の会議資料
- ・ 神石高原町ひろしまの森づくり事業推進協議会設置要綱(案)

② 神石郡森林組合

平成24年11月21日、神石郡森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成22年度のひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況並びに平成21年度及び平成23年度と同補助事業にかかる神石高原町からの受託事業の実施状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 補助金の交付申請から補助金請求までの一連の申請書、通知書及び報告書等
- ・ 神石高原町からの受託事業に係る契約書及び通知書等請求までの一連の書類
- ・ 事業実績内訳書
- ・ 外部委託に係る注文請書、委託業務着手通知書及び委託業務完了通知書等
- ・ 平成23年3月期及び平成24年3月期の消費税申告書(控)
- ・ 消費税科目別集計表
- ・ 税区分明細表
- ・ 総勘定元帳

(5) 監査の結果

① 神石高原町

A 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第5の4により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、設置することとされている組織(以下「協議会」という。)の活動状況は、以下のとおりであった。

■ 平成21年度

開催日時 平成21年8月24日14:00～

議 題 未確認

議事録の保存 あり

■ 平成22年度

開催日時 平成22年9月3日 10:00～

議 題 1. 平成21年度事業報告について
2. 平成22年度事業実施計画について

(1)補助金事業, (2)交付金事業, (3)特認事業

議事録の保存 なし

■ 平成23年度

開催日時 平成23年7月25日 18:00～

議 題 1. 役員選出について
2. 平成22年度事業報告について
3. 平成23年度事業実施計画について

(1)補助金事業, (2)交付金事業, (3)特認事業

議事録の保存 なし

B 全体計画と進捗状況の管理について

県に対する申請書に記載された、整備が必要とされている森林の全
体面積の根拠を確認したところ、明確なものは示されなかった。

C 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書

「環境貢献林整備事業実施要領」第5により、当事業を実施する場
合には、あらかじめ市町の長と森林所有者との間で環境貢献林整備事
業の実施に関する協定書(以下「協定書」という。)を締結することとされ
ている。この協定書について確認を行ったところ、協定書作成の日付は、
すべての協定書において事業実施後となっていた。

この点について、町の担当課で確認を行ったところ、協定自体は事前
に締結しており、協定書も作成日付を除いて全て記入していたとの説
明を受けたが、他の資料等から協定を事前に締結したことは確認でき
なかった。

また、平成24年11月20日の監査日において、該当のファイルに綴
り込まれた協定書の保存状況を確認したところ、確認を行った10名中2
名の協定書がファイルに綴られていなかった。この点について確認を行
ったところ、別のファイルに綴っていたとのことであった。

② 神石郡森林組合

A 事業実績内訳書の記載

事業実績報告書に添付される事業実績内訳書によれば、当森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当事業の実績報告書には、標準経費及び実行経費は全て同じ金額で記載されていた。

様式3号付表(その1)

1/6

事業実績内訳書 <事業名:環境貢献林整備事業>

市町名:神石高原町

【森林整備分】

作業区分 人工林健全化

年 次	申 請 番 号	林 種	森林 組合 名称	実施主体	大字・地番	森林所有者	申請 面積	延長	伐 採 種	林 齢	平均 傾斜	適用単価	(単位: ha, %, m, 度, 円)				
													(標準経費)	(実行経費)	事業費	補助額	所有者負担額
100									30	36	25	310,000	170,500	170,500	170,500	165,000	5,500
100									30	36	33	341,000	235,290	235,290	235,290	228,390	6,900
100									30	36	33	341,000	98,890	98,890	98,890	95,990	2,900
100									30	39	23	310,000	170,500	170,500	170,500	165,000	5,500
100									30	36	11	279,000	50,220	50,220	50,220	48,420	1,800
100									30	37	21	310,000	71,300	71,300	71,300	69,000	2,300
100									30	27	25	256,000	64,000	64,000	64,000	61,500	2,500
100									30	27	31	281,000	14,050	14,050	14,050	13,550	500
100									30	27	31	281,000	33,720	33,720	33,720	32,520	1,200
100									30	23	13	230,000	11,500	11,500	11,500	11,000	500
100									30	16	21	256,000	28,160	28,160	28,160	27,060	1,100
100									30	45	31	341,000	194,370	194,370	194,370	188,670	5,700
100									30	33	13	230,000	193,200	193,200	193,200	184,800	8,400
100									30	36	31	341,000	51,150	51,150	51,150	49,650	1,500
100									30	37	31	341,000	136,400	136,400	136,400	132,400	4,000
100									30	37	7	279,000	47,430	47,430	47,430	45,730	1,700
100									30	25	13	230,000	20,700	20,700	20,700	19,800	900
100									30	37	21	310,000	83,700	83,700	83,700	81,000	2,700

B 実行経費の確認

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

組合の作成した「事業実績内訳書」に記載された、現場毎の直接費の内訳について確認を行ったところ、個々の現場単位での経費の把握は行われておらず、全体の経費を按分したものを掲載しているとのことであった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 神石高原町

A 協議会の活動状況

同町の設置する、ひろしまの森づくり推進協議会の役割について、神石高原町ひろしまの森づくり事業推進協議会設置要綱(案)の第2条(所掌事務)において「協議会は、事業の透明性の確保及び事業効果について検証するとともに、必要な事項について協議し、町長に助言する。」と定められている。

同町担当課に保存されている会議資料等からは、事業の透明性の確保や事業効果の検証に資するような検討の過程は、確認できなかった。

また、協議会の議事録や会議資料も保存されていない年度があり、協議会の運営等についても、改善の必要性を感じた。

B 全体計画と進捗状況の管理について

町で管理している情報を確認する限り、場所を特定した上での全体計画及び進捗状況の管理は行われていなかった。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。限られた期間及び予算でより効率的な事業効果を得るため、真の施業の必要性を勘案した全体計画の立案及び個別具体的かつ時宜にかなった進捗状況の管理が実施されるべきである。

C 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書

当事業を実施する場合に、市町の長と森林所有者との間で締結する協定書について、環境貢献林整備事業実施要領では事業を実施する前に締結すべきとされているが、同町では事業実施後の日付で協定書が作成されていた。担当課に確認すると、事業の対象面積が事業実施後でなければ確定しないからという理由であったが、他の市町では実施要領とおりに事前に協定を締結し、協定書も作成されていた。

同町においても、独自の判断で実施要領と異なる処理を行うのではなく、県の関係部署とも協議を行い、県で定めた実施要領に従った処理を行うべきである。

また、協定書の保存も適切とは言えない状態であった。この協定の期間は協定締結後20年間に亘るもので、森林所有者の相続等によるトラブルも想定されるので、より確実な管理が行われるべきである。

② 神石郡森林組合

A 事業実績報告書の記載

実績報告書に記載する実行経費は、当然に実額を記載すべきである。補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得る。県としても、実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

B 実行経費の確認

当組合では、実行経費を算定する際、現場毎の経費の集計は行わず、全体の経費を按分して現場毎の経費としていた。このような処理を

行っている理由について、当組合から以下の説明があった。

「事業箇所により、作業条件(簡易な場所・作業実施難所・不整備地等含箇所)や作業員・作業員賃金単価が異なり、また作業能力に差がある為、事業金額に格差が生じ森林所有者に負担、不公正が生じるためトータルで整理する必要がある。」

種々の理由から現場ごとの直接経費に不均一が生じることはあり得るが、実行経費の妥当性や事業の効率性の検証を行う場合、現場毎の直接経費の把握は不可欠である。森林所有者に対する負担、不公正の是正については、現場毎の実行経費を把握した後に改めて調整を行えば十分に対応が可能である。このことを理由に、現場ごとの実行経費の把握を放棄していることは、県民の税金を原資として行われる補助金事業に携わる事業者としての自覚に大きな疑問を感じる。

現場毎の経費の集計を行うためには相応の作業が必要にはなるが、補助金事業の適正な実施に資するため、現場ごとの経費の集計を確実に行うべきである。

第 1 1 廿日市市・佐伯森林組合の個別監査

1 佐伯森林組合の概要・沿革

組 合 名	佐伯森林組合
所 在 地	広島県廿日市市津田 4266 番地の 1
組 合 員 数	2,169 人
出 資 金	100,612,000 円
役 員 数	理事 12 名 監事 3 名
設 立	昭和46年3月27日 大竹市小方町, 佐伯郡五日市町, 湯来町, 佐伯町の 4 森林組合 が合併し, 県内 3 番目の広域森林組合として発足
管内森林面積	64,534ha

2 広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)

(1) 監査の対象

施業実施区域の明確化作業等に対する交付金の執行状況について

(2) 受取補助金・交付金

廿日市市の補助金等

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計	備考
1	施業集約化の促進	県交付額	—	—	2,560,000 (2,560,000)	2,560,000 (2,560,000)	
		補助額	—	—	2,560,000 (2,560,000)	2,560,000 (2,560,000)	
2	作業路網の改良活動	県交付額	—	—	10,254,650 (1,320,000)	10,254,650 (1,320,000)	
		補助額	—	—	10,254,650 (1,320,000)	10,254,650 (1,320,000)	
3	施業実施区域の明確化作業等	県交付額	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	—	19,700,000 (2,160,000)	
		補助額	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	—	19,700,000 (2,160,000)	
合計		補助額	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	12,814,650 (3,880,000)	32,514,650 (2,160,000)	
		事業費	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	12,814,650 (13,880,000)	32,514,650 (6,040,000)	

()は佐伯森林組合分

※負担割合…施業集約化の促進・作業路網の改良活動ともに国 2 分の 1, 県 4 分の 1, 市町 4 分の 1 である。

※5,000×4 分の 3…3,750 円

上記交付金のうち、廿日市市への交付金（平成 21 年, 22 年度）内訳は次のとおりである。

年度	対象面積(ha)	単価(円)	事業費(円)	交付確定金額(円)	備考
平成 21 年度	1,970.00	3,750	9,850,000	7,387,500	
平成 22 年度	1,970.00	3,750	9,850,000	7,387,500	

(3) 事業の執行状況

① 施業実施区域の明確化作業

廿日市市は、民間事業者 2 者、佐伯森林組合及び(財)広島県農林振興センターに交付している。

② 施業集約化の促進

当森林組合は、森林所有者から間伐を行うことの同意書を取り付けている。森林所有者と当森林組合の間で造林事業等(搬出間伐※)を行うため、作業実施確認書を作成している。

当森林組合は、測量等は外注により事業を実施している。

※ 搬出間伐とは・・・育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の生長を促進する作業を間伐という。この作業により伐採された丸太を利用するために、林内から搬出するものを搬出間伐という。

③ 作業路網の改良活動

当森林組合は、路網整備の施工は業者に外注している。

(4) 監査の実施状況

① 廿日市市役所佐伯支所

平成 24 年 11 月 22 日、廿日市市役所佐伯支所に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、施業実施区域の明確化作業等に対する交付金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 森林整備地域活動支援交付金内訳
- ・ 交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況
- ・ 事業費の内訳
- ・ 廿日市市森林整備地域活動支援交付金請求書
- ・ 確認調書
- ・ 支出負担行為書

② 佐伯森林組合

平成 24 年 11 月 22 日、青笹団地の細田元樹及び細田林業(株)の施業山林の実地確認を行った。

平成 24 年 12 月 4 日、佐伯森林組合に臨場の上、関係者からの聞き取りに

基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの森林整備地域活動支援事業に係る補助金の執行状況について監査を行った。

＜監査に際し確認した主な書類＞

- ・平成 23 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ・年末調整一覧表
- ・機構図
- ・配布図
- ・職員住所録・役員名簿
- ・社会保険加入状況の分かるもの
- ・作業日報
- ・支援交付金請求に際し計算根拠となる資料
- ・林業団地図
- ・「施業集約化の促進」実施結果報告と団地図への施行記入図
- ・造林事業委託契約書

(5) 監査の結果

① 施業実施区域の明確化作業等

A 補助金の執行状況

廿日市市役所佐伯支所の交付対象者、対象面積及び交付額の内訳は次のとおりである。

平成 21 年度内訳

交付対象者	対象面積(ha)	交付額(円)	備 考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査・測量・草刈払
(財)広島県農林振興センター	829	4,145,000	
中本造林(株)	200	1,000,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装・草刈
合 計	1,970	9,850,000	

平成 22 年度内訳

交付対象者	対象面積(ha)	交付額(円)	備 考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査・測量・草刈払
(財)広島県農林	829	4,145,000	

振興センター			
中本造林(株)	200	1,000,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装・草刈
合 計	1970	9,850,000	

平成 21 年度及び 22 年度ともに対象地域、面積及び交付額が同じである。

森林整備地域活動支援交付金実施要領には、その趣旨として「近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている」ことから「森林情報の収集活動」、「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備」その他の地域活動の確保を図ることとすると記載されている。

林野庁ホームページのデータによると廿日市市の林野面積は 41,907ha、現況森林面積は 41,442ha であり、そのうち民有林は 34,791ha である。交付金の対象地域は 1,970ha であり民有林の総面積の約 6%に相当する。2 年間にわたり同一の対象地域、面積、交付額が同じであることは、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

B (有)安田林業に交付された支援交付金

平成 21 年度及び 22 年度ともに対象地域、面積及び交付金額は同じである。また、対象行為の具体的内容は次のとおりである。

平成 21 年度

- ・ 年間施業予定地計画・調査
- ・ 植栽作業予定地調査・測量
- ・ 雪起こし作業予定地調査・測量
- ・ 下刈作業予定地調査・測量
- ・ 除伐予定地調査・測量
- ・ 作業道開設予定地調査・測量
- ・ 保育間伐予定地調査・測量
- ・ 搬出間伐作業予定地調査・測量
- ・ 作業道の草刈払い
- ・ 路面・側溝補修
- ・ 対象行為のとりまとめ事務

平成 22 年度

- ・ 年間施業予定地計画・調査
- ・ 植栽作業予定地調査・測量
- ・ 雪起こし作業予定地調査・測量
- ・ 下刈作業予定地調査・測量
- ・ 作業道開設予定地調査・測量
- ・ 保育間伐予定地調査・測量
- ・ 作業道の草刈払い
- ・ 横断溝設置
- ・ 崩土取除き
- ・ 対象行為のとりまとめ事務

2 年間にわたり、ほぼ同じ内容である。

平成 22 年度書類によると、対象地域には、交付対象者である(有)安田林業所有の山林 48.46ha が含まれている。廿日市市役所農林水産課より提示を受けた「平成 21 年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」と「平成 22 年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」によると草刈払い実施箇所はほぼ同一の場所であると認められる。

② 施業集約化の促進

A 補助金の執行状況

施業集約化の促進の交付金内訳は次のとおりである。

平成 23 年度事業費 2,560,000 円

実行経費の内訳(人件費)

輸送費	68,000 円
労務費(6 名, 207 日)	2,110,567 円
法定福利費(労災保険を含む)	431,297 円
事業費計	2,609,864 円 (請求額)

B 積算基礎森林面積と実施対象

実施結果報告書によれば 25 件 85.72ha である。これは集約化施業の実施への合意が得られた森林であり、間伐の基礎資料となるものである。

集約化は団地林ごとに行われ、佐伯森林組合では青笹団地・黒野田団地・夏夜鳥団地・馬山団地について実施されている。

C 造林事業等委託契約の締結

森林所有者は、森林組合との間で、搬出間伐を委託する契約を締結しなければならない。

委託する事業内容は、事業名・事業地・面積・事業期間・仕様である。佐伯森林組合では、施業の集約化事業に当たり造林事業委託契約を締結しており、処理は適正であった。

D 実行経費

a 人件費については、従事者個人の給与及び社会保険料等を根拠に補助金が請求され、交付されている。

廿日市市の監査において人件費請求の内訳書の提出を求めたところ、報告書に添付されておらず、作業従事の事実を確認した事実が認められなかった。

そこで、佐伯森林組合において内訳書の提出を求めたところ、従業員別の従事日誌、労務費及び社会保険料等を記入した集計表の提示を受けた。日数の基礎となる日々の作業日報及び事務日誌の提示を求めたところ、作成していないとの回答であった。

b 人件費以外の項目については請求されていないので、その他については検討の余地がない。

c 補助金の交付は正しいか。

人件費を基礎とした補助金の請求内容の事実を確認せず、請求されるがまま補助金を交付したことは不適切であり、従事事実が確認できないものについては補助金を返還させるのが正しい処理である。

E 支援交付金の確認

a 支援事業については、基金条例、実施要領及び実施要領の運用が定められている。

「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用」では、第 12(3)において、対象行為の実施の確認について、市町村長が実施状況報告書の書類審査及び現地確認により行うこととされている。その具体的な確認方法は、「別記 1 対象行為の実施状況の確認について」のとおりとするとされ、別記 1 では、施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備等については書類審査及び現地検査により、その他の対象行為については書類審査により確認することとされている。

さらに、報告書の様式では、対象行為の実施箇所、具体的内容、実施者の報告を求められている。

しかしながら、すべての交付金対象行為が現地確認の対象となるわけではなく、抽出された一定規模以上の対象行為が現地確認の対象とされる。

今回の監査対象とした行為については、現地確認の対象とはされていなかった。

b) どのような書類で確認できるか。

支援交付金は、支援の対象を人件費としているので、少なくとも次のような書類の提示を求め、従事事実を確認しなければならないと考える。

- ・ 人件費の積算根拠の集計表(各人ごとの単価計算と集計)
- ・ 作業日誌
(いつ・誰が・どこで・どのような作業を・何時間したか)
- ・ 事務日誌
(いつ・誰が・どこで・どのような作業を・何時間したか)

c) 廿日市市の確認

廿日市市は、佐伯森林組合からの報告書のみを受け取り、前述の人件費の算定根拠の集計表の添付も求めず、当然のことながら、作業員別の従事事実を示す作業日誌や事務日誌の提出も求めている。したがって、廿日市市における確認行為は不十分であると言える。

d) 広島県(西部農林水産事務所)の確認・指導

広島県は、廿日市市からの報告書を受け取るのみで、人件費の根拠資料の確認をしていない。また廿日市市に対する指導を行った形跡もない。このことは、職務怠慢と言われても仕方のないことである。

③ 作業路網の改良活動

A 作業路網の改良活動において、次の事例が見られる。

発注者	佐伯森林組合
請負者	細田林業 株式会社 代表取締役 細田 元樹
作業場所	廿日市市虫所山字中山 511-34 (※監査人注：森林所有者 細田元樹)
請負金額	1,105,650 円(内 消費税額 52,650 円)
契約方式	随意契約

B 不適切と考える事項

a 契約方式

当事業は、税金を使って行う事業であり、公共事業としての性格を強く有しているため、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、競争入札の方式の導入を図るなどして事業を実施すべきである。

b 同族会社の入札参加

同族会社が、一個人の有する山林を、同人が代表取締役である同族会社が補助金を受け取って整備するのは不適正である。当該同族会社を排除しないとしても、指名競争入札とすべきであった。

c 広島県からの回答について

このことについて、外部監査人が広島県に質問したところ、次のような回答を得た。

1 (2) 佐伯森林組合から細田林業への委託について

指摘の「事業者が自己の山林を維持管理する」ことに関しては、第一に中小企業有林は以下のとおり、対象森林とされている。

森林整備地域活動支援交付金実施要領抜粋 (平成 23 年 3 月 31 日改正, 以下, 国要領)

第 6 「作業路網の改良活動」等に対する支援 (*「施業集約化の促進」も同様)

1 対象森林

(1) 対象森林は、森林施業計画の対象とする森林とする。

(2) ただし、次に掲げる森林は対象森林から除外する。

ウ 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた森林施業計画の対象とする森林

第二に、森林所有者自らが地域活動を行うことについては、以下のとおり、事業の趣旨から外れてはいない。

国要領

第 1 趣旨

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林施業計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による(中略)地域活動の確保を図ることとする。

第三に、森林施業に係る事業については、森林施業計画の認定を受けた者が交付対象となっている。森林施業計画は多くの場合、森林組合等が森林所有者から委託を受けて計画を作成している。

しかし、森林所有者自身が一部のみ施業管理を行いたい場合は、一般的に、森林所有者への事業委託が行われており、本事業でも対象外とはしていない(H23 林野庁聞取)

第一に、中小企業者の有する森林は、「施業集約の支援」「作業路網の改良活動」の対象森林に該当するというものである。

外部監査人は中小企業者の有する森林が対象森林に該当しないとの指摘はしていないのである。

第二に、外部監査人は、森林所有者が自ら地域活動を行うことを否定するものではなく、自己所有山林の路網改良工事を同人が代表取締役を務める同族会社が請負契約により工事することが好ましくないと指摘しているのである。

第三に、森林所有者自身が、施業管理を行いたい場合は、一般的に、森林所有者への事業委託が行われており、対象外とはしていないとしている。

外部監査人は、他の森林所有者がいない場合に、一個人及び同人が代表取締役を務める同族会社のみで施業の集約化が出来たとして、随意契約により当該同族会社が施業を請負うのは不適切であると考ええる。

なお、同代表取締役は佐伯森林組合の監事である。

参考として、会計検査院による指摘事項を掲げておく。

会計検査院による指摘

会計検査院は、平成 19 年度決算検査報告において、林野庁の補助事業である「森林環境保全整備、森林居住環境整備」事業について指摘している。

(3) 受託造林に関する取り扱い

森林組合に事業を委託した森林所有者が、森林組合に臨時作業員として雇用されて、自ら所有する森林で作業を実施している。

作業の実施状況をみると、森林組合等に事業を委託した森林所有者が所有する森林に係る作業のみを自ら実施している。

事業メニューが異なるとはいえ、基本的考え方として、会計検査院の指摘は尊重されるべきである。

④ 外注費に係る消費税の処理

作業路網の改良活動にかかる請書を検討したところ、補助金の対象には消費税を含めておらず、本体価格のみを請求の対象としているので、消費税の処理は適正であった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 施業実施区域の明確化作業等

A 対象地域の重複

廿日市市における民有林の面積は 34,791ha であり、交付金の対象となった地域の面積はその約 6%となっていること及び 2 年間にわたり同一の対象地域、面積、交付額が同じであることから対象地域の決定が恣意的であり、不自然であると言わざるを得ない。他の地域を検討する余地があったのではないかと推察することができる。事業を執行するに当

たり、対象地域の決定は客観性を確保したうえで慎重に行われるべきであった。

B 「草刈払い」は支援の対象か

「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用」の「施業実施区域の明確化作業等」に対する支援の項目において掲げられている地域活動の具体的内容は、次のとおりである。

施業実施区域の 明確化作業	<ul style="list-style-type: none"> ・所有界の確認 ・施業実施区域界の刈り払い ・簡易杭やペンキ等による表示 ・区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量
歩道の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い ・補修 ・既設歩道間等を連絡する歩道の新設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施業実施区域の明確化作業や歩道の整備等の結果の取りまとめ ・対象行為請負者への通信連絡等

平成 21 年度及び 22 年度の交付金の対象行為のうちに草刈払いが含まれている。草刈払いは、上記の具体的内容のうちの「刈り払い」に含まれているものと思われるが、草刈払いは通常の維持行為であり、支援交付金の対象とされたのは不適切である。交付金対象者所有の山林につき草刈払いをすることは、補助金を受領して、自分の家の庭の草刈を行うのと同様の行為である。支援交付金の対象とされたのは不適切であり、該当箇所に係る交付金は返還されるべきである。

② 作業路網の改良活動

特定の者への利益供与

当組合では、作業路網の改良活動において、組合の監事である特定の個人とその個人が代表取締役を務める同族会社しか同意していないにもかかわらず団地林につき施業の集約化が出来たとして、その同族会社に作業路網の改良活動を随意契約により発注している。当組合は、監事であるその個人に対し、補助事業を通じ、特別な利益を供与している疑いが強いと言わざるを得ない。

広島県は今後このような状況が発生することのないよう指導・監督の仕組み作り(例えばチェックリストの作成など)をすべきである。

③ 施業実施区域の明確化作業等と作業路網の改良活動共通

収益の帰属

支援事業においては、GPS等による測量を通じた境界の明確化・作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人又は法人の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが正しい税金の使い方であると考ええる。

税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は改めるべきである。

④ 3 事業共通

A 市町及び農林水産事務所による確認について

支援交付金の確定に当たり、各補助事業の適正性を確認しなければならない。

人件費については、作業日報・事務日誌によりその事実を確認できるが、市町及び農林水産事務所の検査においては、確認作業が行われていないと判断できる。

農林水産事務所は、監査に必要な事項の検討を行うとともに必要資料のチェックリストを作成し、市町を指導する必要がある。場合によっては、現地確認を実施し、補助金の有効活用をはかるべきである。

B 森林組合に対する指導・監督

当組合に対して、実行経費内訳書に記載した人件費請求の基礎となる作業日報・事務日誌の提示を求めたところ、作成していないとのことであった。請求の基礎事実を示す証拠資料なしに交付金申請・決定が行なわれている事は、税金の無駄遣いの象徴である。

広島県の森林組合をはじめとする事業者に対する指導・監督は不十分であり、県として、今後上記のような事態が発生することのない仕組みを検討・実施すべきである。

C 交付金事務における基本的考え方

廿日市市・佐伯森林組合の实地監査を通じて言えることは、広島県における交付金確認事務が十分に行われておらず、申請がなされるままに交付されているということである。

広島県は、県民をはじめとする貴重な税金の投入事業に、公務員の

果たすべき責任と自覚を持って、事業者・市・町の指導監督に当たらなければならない。

税金を基にした予算執行に携わる県職員として、上記のような事態を生じさせたことにつき猛省を促し、早期の改善を求める。

3 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

(1) 監査の対象

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業、林内路網整備事業、高性能林業機械等の導入事業の執行状況について

(2) 受取補助金

廿日市市の補助金等

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	間伐	確定	1,527,000 (1,527,000)	27,500,000 (5,000,000)	34,994,000 (7,500,000)	64,021,000 (14,027,000)	
		当初	1,527,000 (1,527,000)	27,500,000 (5,000,000)	34,994,000 (7,500,000)	64,021,000 (14,027,000)	
2	路網	確定	—	31,940,000 (7,600,000)	39,160,000 (16,060,000)	71,100,000 (23,660,000)	
		当初	—	31,940,000 (7,600,000)	39,160,000 (16,060,000)	71,100,000 (23,660,000)	
3	境界の明確化	確定	—	—	—	—	
		当初	—	—	—	—	
合 計		確定	1,527,000 (1,527,000)	59,440,000 (12,600,000)	74,154,000 (23,560,000)	135,121,000 (37,687,000)	
		当初	1,527,000 (1,527,000)	59,440,000 (12,600,000)	74,154,000 (23,560,000)	135,121,000 (37,687,000)	

()は佐伯森林組合分

佐伯森林組合の受取補助金

(単位:円)

メニュー		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
間伐	広島市	5,140,000	3,750,000	5,000,000
	廿日市市	1,527,000	5,000,000	7,500,000
	合 計	6,667,500	8,750,000	12,500,000
林内路網整備	広島市	0	2,500,000	5,000,000
	廿日市市	0	7,600,000	16,060,000
	合 計	0	10,100,000	21,060,000

(3) 事業の執行状況

① 間伐

平成 21 年度は 26.67ha について、平成 22 年度は 35ha について、平成 23 年度は 52.5ha について、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を実施している。

② 林内路網整備

平成 22 年度は 6,563m について、平成 23 年度は 13,302m について、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により路網整備を行っている。

(4) 監査の実施状況

平成 24 年 11 月 22 日、廿日市市役所佐伯支所に臨場の上、同年 12 月 4 日、佐伯森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業及び林内路網整備事業に対する補助金の執行状況について監査を実施した。

<監査に際し確認した主な書類>

① 間伐

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び交付決定書
- ・ 検査調書, 検査内訳書, 実績報告書, 事業実績書, 事業実績内訳書及び箇所別整理票
- ・ 造林委託契約書
- ・ 森林施業委託契約書
- ・ 森林経営委託契約書

② 林内路網整備

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び交付決定書
- ・ 事業費内訳表
- ・ 設計関係資料
- ・ 検査調書, 検査内訳書, 実績報告書及び事業実績書
- ・ 請負契約関係書類
- ・ 見積り依頼伺い起案書及び見積書
- ・ 作業日誌及び作業従事原価集計表

- ・ 集材路の費用対効果分析集計表
- ・ 総勘定元帳
- ・ 消費税確定申告書

(5) 監査の結果

① 間伐

A 事業実績について

佐伯森林組合の事業実績の報告から実行経費の算出過程を検証した。下記のサンプルで検証すると事業箇所別に労務費は作業員の平均単価及び諸経費は所定の諸掛率により算定されている。

事業実績内訳書

(平成 22 年度 事業名: 森林整備加速化・林業再生事業<間伐>)より

サンプル

(単位:円)

地番	森林所有者	申請面積	林齢	適用単価	標準経費	実行経費	事業費	補助額	区分
虫所山字 明石山 270	Z	1.22ha	48	250,000	305,000	307,684	305,000	305,000	直営
(省略)									
合計		20.00ha			5,000,000	5,209,321	5,000,000	5,000,000	

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

(単位:円)

申請番号	箇所名	森林所有者	施業面積	実行経費	補助額
2-2	虫所山字明石山 270	Z	1.22ha	307,684	305,000
(省略)					
直営合計			12.38ha	3,122,236	3,095,000
請負合計			7.62ha	2,087,085	1,905,000
合計			20ha	5,209,321	5,000,000

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

実行経費算定

(単位:円)

作業員	延日数	計	単価(逆算)	摘 要
A	31	415,682	@13,409	当組合の社員であり,岩本造林で当組合の作業をしている。単価は6ヶ月の平均で算定している。
B	30	339,677	@11,322	
C	31	336,190	@10,844	
D	35	385,000	@11,000	当組合の現業作業員で所定の単価で作業している。
E	35	385,000	@11,000	
F	35	385,000	@11,000	
労務費計	197	2,246,549		
資材費		492,500		チェーンソー(損料, 燃料等)
小 計		2,739,049		
諸経費		383,400		諸掛比率 14%
実行経費		3,122,500	@252,200	3,122,500/12.38ha

労務費については個々の作業員の勤務状況が不明である。

当組合の職員三名(A,B,C)を他社(岩本造林)に預け,当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

岩本造林は,労働基準監督署への提出様式を利用して,勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式により作成する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが,その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされておらず明確性を欠くものである

B 労務費算定計算

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが,下記のとおり,すべての項目で集計金額が異なっている。

なお,受託事業精算書は組合内部の管理用の計算書との説明を受けている。

サンプル(平成 22 年 11 月 1 日施業申込書を抽出)

(単位:円)

項 目	給 与	労災保険	厚生年金	健康保険	雇用保険	林退掛金	合 計
出 役 簿	638,000	38,280	64,045	63,354	6,699	26,680	837,058
受託事業 精算書	742,500	44,550	69,606	47,246	7,796	31,050	942,748
差 異	104,500	6,270	5,561	-16,108	1,097	4,370	105,690

この集計金額の差異の理由について説明を担当者にもとめたが明確な回答はなかった。

C 施業申込書について

間伐は、組合員の施業申込みから始まり、施業の完了確認(検査)及び組合員の一部自己負担で完結するが、下記の事例があった。

平成 22 年度箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

申請番号	森林所有者	コ メ ン ト
2-2	A	施業申込書なし
3	B	施業申込書なし
6	C	施業申込書はあるが施業の完了確認がない
7	D	施業の完了確認の日付の誤り
8	E	施業の完了確認の日付の誤り

しかし、次の表のとおり「適」として処理されている。

森林整備加速化・林業再生事業(間伐)検査内訳書より

申請 番号	地 番	森林 所有者	申請 面積	林齢	補助額	書類検査			現 地 検 査					
						申 請 書 等	写 真	検 査 結 果	現 地 検 査	出 役 簿	間 伐 率 (30%)	林 内 整 理	検 査 結 果	
0002	虫所山字 明石山 270	Z	1.22ha	48	305,000	適	有	適	実	適	適	適	適	適

所定の手続きが適正に実施されていないし、これを厳正に検査する体制がない。

D 事業評価

事後評価については、当森林組合に対する実施監査を行った際に、当森林組合の担当者に確認したところ、「平成 21 年度、22 年度、23 年度にわたって一度もしたことがない。」との説明を受けた。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領「第 12 事業評価」において、事業主体は、個別の事業について、事前評価及び事後評価を実施しなければならないと次のよう規定されている。

(事業評価)

第 12 事業主体は、個別の事業について、次のとおり、事前評価及び事後評価を実施しなければならない。

(1) 事前評価

事業主体は、事業計画の作成に際し、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、第 5(3)に規定する事業計画と併せて協議会に報告しなければならない。

(2) 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、評価年度の翌年度の 9 月末日までに、第 11 に規定する達成状況報告と併せて知事に報告しなければならない。

このように規定されているのであるから、森林組合による処理は不適である。

E 実績報告書

実績報告書に添付されている箇所別報告書について、当森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、当組合が外注(請負)施工した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の 10%に相当する金額が記載されており、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして、補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

また、箇所別整理票には諸経費を記載する欄があり、内訳として現場管理費、測量費、通信消耗費及び社会保険料等が費目として記載されているが、全く記載されていない。中にはいずれも「0」と記載されているものがあつた。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についての、「別紙 1 森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接費率の適用について」によれば、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負(契約)額に森林組合等は 10%を乗じた額を上限とし、一施工地ごとに実費(現場管理費、通信消耗費等)の積み上げにより計上するものと規定されている。

一施工地ごとに積み上げ計上した実費が、請負(契約)額に 10%を乗じた額を超える場合に、間接経費の欄に請負(契約)額に 10%を乗じた額を記載することになるはずである。

一施工地ごとに実費を積み上げ計上し、請負契約額に 10%を乗じた額を超過するので請負契約額に 10%を乗じた金額を記入しているのではなく、実費を積み上げ計上することを行わないで、一律請負契約額に 10%を乗じた金額を記載しているのである。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

F 補助金に係る消費税の取り扱い—実行経費と補助金額

実績報告書に添付されている箇所別報告書について、佐伯森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合外注(請負)施行した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の 10%に相当する金額が記載されており、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして、補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合、補助の対象となる費用には消費税を含まない金額でなければならない。

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領(平成 21 年 5 月 29 日林整計第 89 号林野庁長官通知)の別紙 2「基金事業実施にあたっての条件」6 カとして次のように規定されている。

カ 市町村長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 市町村長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 市町村長等は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を都道府県知事に報告するとともに都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

そして、広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準 2 間伐(3)補助金交付申請等についてにおいて、県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については、補助金等交付要綱によるほか次のとおりにすることと定めてあり、補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について、次のように規定されている(抜粋)。

第 5 条

3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(消費税等の報告)

第 10 条 第 3 第 3 項ただし書又は第 5 条第 3 項ただし書により交付の申請をした者は、前条第 1 項の実績報告書又は第 5 条第 1 項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第 3 項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 前項による報告は、別記様式第 9 号により前条第 1 項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の 10%に相当する金額を記載していることの問題はさておくとしても、間接経費として消費税を含んだ請負金額の 10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額、間接費の合計である実行経費額に消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

G 達成状況報告書

いずれの年度について、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第 11 において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

H 請負契約の方式

事業主体が、請負で施業する場合に、請負契約は、競争入札によらないで随意契約によってなされている。

以下に述べるように、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

都道府県及び市町村が、森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第 234 条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適用しない場合等には随意契約によることができるとされている(同施工令第 167 条, 同第 167 条の 2)。

「ひろしま森づくり事業」は県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮されるため、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進すると

いう点に制度の目的・趣旨がある。

また、「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」は、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、事業を実施する制度である。

そして、制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が造成した基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

これらの制度の目的・趣旨から、ひろしま森づくり事業並びに広島県森林整備加速化・林業再生基金事業は、正に「公益性」を強く有している。

ところで、特に、間伐は、どの木を残してどの木を伐採するかについては専門的な知識と経験が必要とされると言われる。

しかし、現在、当森林組合が締結する請負に関する随意契約の相手方は、3社～4社あるが、いずれもこれまで間伐作業を行ってきている業者であり、その施工地の地理的状況、施業の実施能力等、競争入札に参加し得る業者等の条件等は類似していると考えられる。したがって、森づくり事業並びに森林整備加速化・林業再生基金事業によって実施される事業の内容が「その性質又は目的」が一般競争入札には適さなくても、指名競争入札に適さない理由はない。

したがって、当森林組合による契約の方式は不当である。

I 直営と請負

ある森林所有者の同じ地番の森林について、「直営」と「請負」によって間伐の施業が実施されている場合がある。

施業された区域については、森林組合が作成した箇所別整理票に添付されている図面(申請番号が付されている)では直営部分と請負部分とは明確になっている。

請負で施業する場合に、岩本造林が請け負っている場合があるが、岩本造林には、森林組合の職員3人(給与、各種保険は森林組合が支

払っている)については、岩本造林に「預けている」と説明され、そして、岩本造林の被用者と山に入って「一緒に仕事をしている」と説明される(専務理事)。

そもそも、当森林組合の職員を岩本造林に「預ける」という取り扱いをしている理由が理解できない。

実際の作業がどのように行われているのか？請負の区域でも森林組合の職員3人は「一緒に」作業を行っていないのか？一緒に作業を行っている、すなわち岩本造林が請け負った同じ地域の作業と一緒にやっているということであれば大いに問題である。

したがって、当森林組合による方法は不当である。

② 林内路網整備

A 交付申請手続

平成23年度施工の5路線について、補助金交付申請の状況を監査したところ、夏夜鳥支線は、年度当初の交付申請にはなく、平成23年8月15日付変更承認申請書に基づいて、変更交付決定を受けたもので、同申請書に記載された数量は4,033m、補助金は7,260,000円となっているが、実績報告書を見ると、同工事は、施工後設計変更され、数量が5,230mに増加しているにもかかわらず、変更申請がなされていない。

このことについて後日、県の担当者に確認したところ、同路線は、平成23年度から平成25年度までの3年間で路網整備を行う計画があり、初年度である平成23年度の交付申請に際しては、平均的な単価(1,801円)での申請を受け交付を行ったが、地形の傾斜が緩い等の理由により、申請時の単価より低い金額で施工できたことで、補助金額に未使用残高が生じたため、未使用残高の範囲内で平成24年度実施予定の同路線の一部を前倒しで実施し、施工延長が増加したものの、補助金額の変更はないものである、との説明を受けた。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表1の3林内路網整備(4)④において、補助金額変更交付申請書を提出しなければならない場合として次のとおり規定している。

- ・ 路線箇所の変更がある場合
- ・ 市町申請額の変更がある場合

したがって、路線箇所の変更がある場合及び市町申請額の変更がある場合のいずれにも該当しないことから変更交付申請の対象外であるとの見解である。

しかし、広島県補助金等交付規則第五条及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第9において、軽微な変更以外の変更については、知事の承認手続きが必要である旨を規定している。そして、軽微な変更とは、「補助金額の増又は 20%以上の減を伴う変更」以外の変更であると明記している。

夏夜鳥支線の場合、補助金額 7,260,000 円に対して、施工延長 5,230 mの施工実績は、1m当たりの施工単価が約 1,388 円で、当初の施工延長 4,033mに対する施工費を換算すると、5,598,390 円程度の金額となる。これは、補助金額の 20%以上の減を伴う大幅な変更であり、変更申請を提出しなければならない場合(市町申請額の変更がある場合)に該当し、当然に変更申請がされるべきであるがされていないのは不適正である。

B 事業実施状況

平成 22 年度及び平成 23 年度の事業実施状況は次のとおりである。

実施年度	実施市町	路線名	区分	実施延長	総事業費	補助金額
平成 22 年度	広島市	大谷大峯支線	集材路	1,613	1,700,000	1,600,000
		長石原線	集材路	666	945,000	900,000
		小 計		2,279	2,645,000	2,500,000
	廿日市市	青笹支線	集材路	1,000	2,158,800	2,000,000
		馬山支線	集材路	3,284	5,678,000	5,600,000
		小 計		4,284	7,836,800	7,600,000
平成 22 年度 合 計				6,563	10,481,800	10,100,000
平成 23 年度	広島市	熊ヶ杉支線	集材路	1,995	3,142,150	3,000,000
		大込支線	集材路	1,648	2,136,750	2,000,000
		小 計		3,643	5,278,900	5,000,000
	廿日市市	青笹支線	集材路	988	2,073,700	1,976,000
		夏夜鳥支線	集材路	5,230	7,621,650	7,260,000
		黒野田山支線	集材路	3,441	7,148,000	6,824,000
		小 計		9,659	16,843,350	16,060,000
平成 23 年度 合 計				13,302	22,122,250	21,060,000

上記事業について、施工状況の監査を行ったところ、平成 22 年度は 4 路線のうち 3 路線が請負施工、1 路線(馬山支線)が請負と直営の区分施工であり、平成 23 年度は 5 路線すべてが請負施工によりそれぞれ実施している。

a 請負施工

各路線ごとの施工業者名及び請負金額は、次のとおりであり、その契約方法を確認したところ、各路線について、いずれも3業者への見積り依頼を行い、見積り合わせにより、最低価格の業者と請負契約を締結している。

見積書は、当組合が定めた様式に見積り合計金額を記載するのみで、内訳明細書の提出までは求めている。

また、請負業者が有限会社中尾木材に集中していることについて、担当者は、「同法人は他の森林組合からも路網整備工事の施工実績があり、当組合としても路網の中長期的な維持管理の面で、過去から実績があり施工技術面で信頼出来る業者による施工が効果的であると思っている」との説明があった。

実施年度	路線名	請負先名	請負金額 (税抜)	補助金額
平成22年度	大谷大峯支線	(有)中尾木材	1,570,000	1,600,000
	長石原線	(有)中尾木材	900,000	900,000
	青笹支線	(有)中尾木材	2,056,000	2,000,000
	馬山支線	(有)亀井建設	1,560,000	5,600,000
平成23年度	熊ヶ杉支線	(有)中尾木材	2,843,000	3,000,000
	大込支線	(有)中尾木材	2,035,000	2,000,000
	青笹支線	(有)中尾木材	1,954,000	1,976,000
	夏夜鳥支線	(有)中尾木材	5,837,000	7,260,000
		(株)栗栖材木店	1,396,000	
	黒野田山支線	(有)中尾木材	6,480,000	6,824,000

b 直営施工

平成22年度及び平成23年度の事業実施のうち、直営施工は平成22年度の馬山支線のみであり、その施工状況の確認のため現場作業員の作業日誌の提出を求めたところ、作業従事者9名のうち8名分の作業日誌の提出がなく、1名についてのみ作業日誌の提出があった。

提出された1名分について、原価集計表と対比した結果、従事状況の確認が出来たが、その他の作業員については従事事実の確認ができなかった。

C 検査

「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表 1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準 3(5)の検査規定に基づく検査の実施状況を確認したところ、全路線とも事業実績報告書が提出された後、速やかに、「1 路線以上かつその年度に開設した総延長の 2 割以上の延長」について現地検査が実施されている。

また、書類検査について、同規定は、直営施工の場合、a直営施行出来形設計書、b工事写真、c関係書類(工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式)、d出来形図と精算設計書との整合を確認すること、と記載されているのみで具体的な検査方法までは明示されていない。

平成 22 年度直営施工の馬山支線については、出来形設計書、工事写真、出来形図と精算設計書との整合確認などの検査実績は認められたが、工事日誌については当森林組合において作成が不備であり、確認した事実は認められない。

D 達成状況報告

いずれの年度についても、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第 11 において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

E 事業評価

費用対効果の事前評価について、各路線ごとに「集材路の費用対効果分析集計表」の作成があり、その分析内容について担当者に説明を求めところ、広島県が作成した様式(エクセル様式の表)に人工林又は天然林、針葉樹又は広葉樹の各区分及び令級別の面積の入力することにより効果額が自動計算され、事業費に対して事業実施効果額が上回る(事業実施比率が 1.0 以上の)路線について路網整備を行っているとのことで、施工全路線について同分析集計表の確認を行った結果、すべて比率が 1.0 以上の数値であった。

なお、上記効果額の算定数値は、林野庁が作成した「林野公共事業における事業評価マニュアル」(平成 22 年 3 月)及び広島県が森林組合に提供した計算システムに基づいて入力・計算されたものである。

F 補助金に係る消費税の取り扱い

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっており、当組合は、請負施工に係る工事費(税込)から消費税を減額して申請を行っており、補助金申請額は適正であった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 間伐

A 事業実績について

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。しかし、出役簿の記載、受託事業精算書の労務費計算、箇所別整理票での実行経費算定及び給与計算等より何らかの個人別の勤務状況資料が存在すると考える。

当組合の職員三名(A,B,C)を他社(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する書類を利用して、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式を作成して管理する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされていない。算定根拠と各人との合意を明確に文書化すべきである。

B 労務費算定計算について

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この差異の説明を担当者にもとめたが、明確な回答はなかった。

したがって、施業管理が適正に実施されているとの感触は得られなかった。

C 施業申込書について

所定の手続きが実施されていない事例が散見される。

本来実施すべき手続きが組合内部で確実に実施される内部統制の確立が必要である。

D 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業〈間伐〉請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の 10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費税等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の 10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の 10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

E 補助金に係る消費税の取り扱いについて

森林組合が請負の方法によって間伐を施行している場合に、箇所別整理票の請負契約額、間接費及び実行経費の欄は消費税額が含まれている金額が記載されおり、当該金額と補助金の額が比較されている。記載されている請負契約額及び間接費の合計額である実行経費額から消費税額を控除した金額と補助金額とを比較するとほとんどの場合消費税額を控除した請負契約額及び間接費の合計金額である実行経費額の方が補助金額より低額になるものと考えられる。したがって、厳正に精査し、過大交付となっている場合には過大交付となっている補助金額について返還を求めるべきである。

F 諸規定に基づく手続きの適正化

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第 34 号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についてを定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

G 請負契約について

森林組合が請負の方式で施工する場合に一律に随意契約方式によらなければならない理由はない。当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣

意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

H その他

森林組合が岩本造林に請け負わせて施工する場合について森林組合が職員3名を預けている実態及び作業の実施の在り方について精査し、明確にし、適切に指導されるべきである。

② 林内路網整備

A 諸規定に基づく手続きの適正化

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表 1 の 3 林内路網整備(4)④により、路線箇所の廃止及び変更がある場合・市町申請額の変更がある場合など、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定している。そこで、夏夜鳥支線をみると、実際の事業費が補助金額を 20%以上下回っているにもかかわらず、上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなされていない。

そもそも、補助金の交付は、路線ごとに事業費が算出され、それに基づいて申請・交付されているものであるから、路線ごとに実事業費と補助金額の対比を行い、実事業費が補助金額を下回るような場合、その額を明らかにすべきであるが、それが明らかにされないまま余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されたことは、著しく不透明であり「渡切り」と言わざるを得ない。

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第 34 号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、を定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

B 請負契約について

広島県森林整備加速化・林業再生事業補助金(林内路網整備関係)に係る事業実施において、当組合が発注する請負契約については、見積り合わせという方法で契約を締結しているが、見積り依頼業者が主に特定の3業者に集中していること、また、見積りした業者のうち特定の1業者が5路線中4路線を契約していることに鑑みると、競争原理が働いた結果とは言い難いと考えられる。

当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

C 関係資料の整理・保存について

検査における関係書類について、「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準によると、事業主体に対する検査のうち、直営施工の場合の書類検査の規定は、「工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式」としているが、当組合においては、工事日誌の作成及び整理・保管が不十分で、現場作業の事実を十分に確認することが出来なかった。

補助金事業であることを十分に認識して、適正性の確保を念頭に置き、関係資料の整理・保管を適正に行うべきである。

4 ひろしまの森づくり事業

(1) 監査の対象

ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金

(2) 受取補助金・交付金

廿日市市の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

(単位:円)

No				H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	里山整備事業	放置林整備	補助額	8,820,000	10,416,000	8,232,000	27,468,000	委託料は全額佐伯森林
			事業費	8,820,000	10,416,000	8,232,000	27,468,000	
2		松くい虫被害跡地整備	補助額	1,491,000	2,866,500	4,188,450	8,545,950	
			事業費	1,491,000	2,866,500	4,188,450	8,545,950	
3		竹林繁茂防止	補助額	—	—	987,000	987,000	
			事業費	—	—	987,000	987,000	
4		事務費	補助額	48,740	295,353	395,134	739,227	
			事業費	48,740	303,473	399,977	752,190	
5	森林林業体験活動支援事業	森林林業体験活動支援事業	補助額	1,250,424	1,572,137	1,350,000	4,172,561	
			事業費	5,109,467	5,625,292	4,643,696	15,378,455	
6	間伐材利用対策事業	間伐材利用対策事業	補助額	8,581,836	5,691,510	3,615,916	17,889,262	
			事業費	8,654,585	6,132,180	3,647,655	18,434,420	
7	事業推進費	協議会運営経費	補助額	108,000	58,500	31,500	198,000	
			事業費	108,000	58,500	31,500	198,000	
合 計			補助額	20,300,000	20,900,000	18,800,000	60,000,000	
			事業費	24,231,792	25,401,945	22,130,278	71,764,015	

廿日市市の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	事業推進調査	補助額	—	—	—	—	
		事業費	—	—	—	—	
2	環境貢献林整備	補助額	29,000,000 (7,465,980)	20,000,000 (16,418,380)	18,000,000 (17,996,230)	67,000,000 (41,880,590)	
		事業費	29,894,500 (7,715,880)	20,673,300 (16,983,080)	18,716,500 (18,712,730)	69,284,300 (43,411,690)	
合 計		補助額	29,000,000 (7,465,980)	20,000,000 (16,418,380)	18,000,000 (17,996,230)	67,000,000 (41,880,590)	
		事業費	29,894,500 (7,715,880)	20,673,300 (16,983,080)	18,716,500 (18,712,730)	69,284,300 (43,411,690)	

()は佐伯森林組合分

佐伯森林組合へ交付された当事業の補助金は次のとおりである。

平成 21 年度	7,465,980 円(補助金)
平成 22 年度	16,418,380 円(補助金)
平成 23 年度	17,996,230 円(補助金)

(3) 事業の執行状況

当森林組合は、廿日市市を通じて受ける補助金により、当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を行っている。

(4) 監査の実施状況

① 廿日市市役所佐伯支所

平成 24 年 11 月 22 日、廿日市市役所佐伯支所に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの、ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 補助金の申請から交付に至る一連の申請書、報告書、検査調書及び通知書等

- ・ 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書
- ・ ひろしまの森づくり廿日市市推進協議会の議事録等の会議資料
- ・ ひろしまの森づくり廿日市市推進協議会設置要綱

② 佐伯森林組合

平成 24 年 12 月 4 日、佐伯森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの、ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

< 監査に際し確認した主な書類 >

- ・ 補助金の交付申請から補助金請求までの一連の申請書、通知書及び報告書
- ・ 人工林健全化事業 内訳書(補助事業に係る実行経費の内訳書)
- ・ 施業申込書
- ・ ひろしまの森づくり事業委託契約書
- ・ 外部へ委託した際の発注から支払いまでの一連の書類
- ・ 組合従業員の出勤簿、作業日報(作業日誌)
- ・ 平成 24 年 5 月期消費税申告書(控)
- ・ 課税売上高及び課税仕入高の科目別一覧表
- ・ 試算表(平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日)
- ・ 仕訳伝票
- ・ 総勘定元帳及び補助元帳

(5) 監査の結果

① 廿日市市役所佐伯支所

A 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第 5 の 4 により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、設置することとされている組織(以下「協議会」という。)の活動状況は以下のとおりであった。

■ 平成 21 年度

開催日時 平成 22 年 3 月 19 日 10:00～

- 議 題
1. 平成 21 年度事業実績報告について
環境貢献林整備事業及び里山林整備事業等
 2. 平成 22 年度募集事業の選考について
 3. 平成 22 年度事業の予算について
 4. その他

議事録の保存 あり

■ 平成 22 年度

開催日時 平成 23 年 1 月 17 日 10:00～

- 議 題
1. 平成 22 年度事業内容について
 2. 平成 23 年度予算案について
 3. 平成 23 年度事業予定地について
 4. 平成 23 年度事業の募集について
 5. その他

議事録の保存 あり

■ 平成 23 年度

開催日時 平成 24 年 1 月 27 日 13:30～

- 議 題
1. 平成 23 年度事業予算の内容について
 2. 平成 24 年度事業予算(案)の内容について
 3. ひろしまの森づくり廿日市市事業成果について(案)

議事録の保存 あり

B 全体計画と進捗の管理について

県に対する申請書に記載された、整備が必要とされている森林の全体面積の根拠を確認したところ、統計データからの推計であり、エリアを特定した上での計画はなかった。

C 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書の確認を行ったところ、環境貢献林整備事業実施要領第 9 により実績報告に添付が義務づけられている、施工前後の状態を示す写真(全 37 地点分)について、前後の内いずれかの写真の添付がないもの 6 件、前後

の写真の撮影場所が異なると思われるもの 3 件、前後の写真に変化がなく施工実施の確認ができないもの 1 件が認められた。

これらの写真について、県の担当者及び廿日市市の担当者に確認を行ったところ、その多くは県の担当者による確認の際に不備が発見されており、追加で提出された写真等の添付がもれていたとのことであったが、施工前後のいずれかの写真が添付されていなかったものの内 2 件は最終的に施工前の写真の添付がなく、市による現地検査もされていない状態で補助金が交付されていた。

② 佐伯森林組合

A 補助金に係る消費税の取り扱い

補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ、佐伯森林組合では税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

(注) 補助金額は、標準単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額から所有者負担額を控除して求める。

また、事業の実施を外部に委託しているものについては、実行経費の集計段階で、外部からの税込みの請求額の総額に対し、森林組合で更に消費税等を計上しているため、消費税も二重計上となっていた。

上記の 2 点の誤った処理によって、平成 23 年度において補助金 584,632 円が過大交付となっている可能性が高いため、県に対して実態確認を依頼した。

※補助金に係る消費税の処理

<前提条件>

間伐作業を受注して、実際の作業は全て外部に委託した場合
説明上、受注金額と外部への委託金額は同額とする。

受注金額 税抜き金額 100、消費税等 5、合計入金額 105

委託金額 税抜き金額 100、消費税等 5、合計入金額 105

消費税の納税額は、収入及び支出は上記の取引しかないものとして計算

*** 間伐作業を請け負った場合等の一般的な処理 ***

収入

間伐による 役務提供(売上)

105(売上高:100、仮受消費税等5)

支出

間伐作業の 外部委託(外注)

105(外注費:100、仮払消費税等5)

■ 納税額

$$5(\text{仮受消費税}) - 5(\text{仮払消費税}) = 0$$

■ 納税額を含めた収入と支出の差額

$$105(\text{収入}) - 105(\text{支出}) - 0(\text{納税額}) = 0$$

*** 補助金の場合 ***

<原則的な処理>

収入

間伐による 補助金収入

105(補助金収入105、仮受消費税0)

支出

間伐作業の 外部委託

105(外注費:100、仮払消費税等5)

※補助金収入は消費税の対象外取引なので仮受消費税は発生しない

■ 納税額(上記の取引しかなかった場合)

$$0(\text{仮受消費税}) - 5(\text{仮払消費税}) = \Delta 5 \quad \dots \quad \text{還付}$$

■ 納税額を含めた収入と支出の差額

$$105(\text{収入}) - 105(\text{支出}) - (\Delta 5)(\text{還付金}) = 5$$

※消費税の還付を受けた結果、事業者の手元に残る「5」は、補助金が減額され県に返還することになる。「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」第4条第3項、同第8条第3項

<林野庁の文書による処理>

収入	支出
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐による 補助金収入 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐作業の 外部委託 </div>
105(仮受金105、仮受消費税0)	105(立替金:105、仮払消費税等0)

- 納税額(上記の取引しかなかった場合)
0(仮受消費税) - 0(仮払消費税) = 0
- 納税額を含めた収入と支出の差額
105(収入) - 105(支出) - 0(納税額) = 0

※間伐作業は森林所有者から業務委託を受けたという前提で、補助金による収入金額を仮受金として取り扱い、外部委託による支出を森林所有者に対する立替金として取り扱う。その結果自己の課税取引からは切り離されるので、上記「原則的な処理」における消費税の精算が不要

<佐伯森林組の行っていた処理>

収入	支出
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐による 補助金収入 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐作業の 外部委託 </div>
105(仮受金105、仮受消費税0)	105(外注費:95、組合が計上した消費税相当額:5、仮払消費税等:5)
↓	↓
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 「森林整備収入」 に振り替え </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 「森林整備費」 に振り替え </div>
105(森林整備収入105、仮受消費税0)	105(森林整備費:100、仮払消費税等5)

- 納税額(上記の取引しかなかった場合)
0(仮受消費税) - 5(仮払消費税) = △5 …… 還付
- 納税額を含めた収入と支出の差額
105(収入) - 100(支出) - (△5)(納税額) = 10

※消費税の還付を受けた結果、組合の手元に残る「5」について、補助金の減額は行われておらず、県にも返還されていない。
また、外部へ委託した際の実行経費の算出の際、税込みの外注費に対し更に組合で消費税を計上しているため、結果として消費税が二重に計上された結果となっている。
上記により、税務署から還付を受ける(実際には他の課税売上と相殺される)「5」と組が計上した消費税相当額「5」について補助金の過大交付となっている。

B 事業実績内訳書の記載

事業実績報告書に添付される事業実績内訳書には実行経費及び標準経費について記入する欄があるが、これらの記載について、当森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当事業の事業実績内訳書では、標準経費と実行経費は全て同額で記載されていた。

この点について、組合に確認したところ、交付金の申請段階で添付した書類をそのまま使用してしまったとのことであった。なお、廿日市市に対する事前監査の段階では、個々の実行経費を確認し、すべて標準経費を上回っていることを確認したとの説明を受けていたが、実際は37件中5件について、実行経費が標準経費を下回っていた。

様式3号付表(その1)

事業実績内訳書 <事業名:環境貢献林整備事業>

廿日市市

【森林整備分】										作業区分		人工林健全化					
年 期 コ ド	申 請 番 号	枝 市 村 番 号	森 林 所 有 者 番 号	実 施 主 体	大 字 ・ 地 番	森 林 所 有 者	申 請 面 積	延 長	伐 採 率	林 齢	平 均 樹 高	適 用 単 価	(標準経費)	(実行経費)	事 業 費	補 助 額	所 有 者 負 担 額
110									30	27	22	255,000	1,313,250	1,313,250	1,313,250	1,281,750	51,500
110									30	27	26	255,000	318,750	318,750	318,750	306,250	12,500
110									30	33	31	281,000	174,220	174,220	174,220	168,020	6,200
110									30	28	29	255,000	91,800	91,800	91,800	88,200	3,600
110									30	43	18	230,000	418,600	418,600	418,600	400,400	18,200
110									30	49	25	255,000	119,850	119,850	119,850	115,150	4,700
110									30	28	16	230,000	165,600	165,600	165,600	158,400	7,200
110									30	47	28	255,000	43,350	43,350	43,350	41,650	1,700
110									30	47	31	281,000	399,020	399,020	399,020	384,820	14,200
110									30	52	31	281,000	311,910	311,910	311,910	300,810	11,100
110									30	22	16	230,000	59,800	59,800	59,800	57,200	2,600
110									30	40	3	230,000	48,300	48,300	48,300	46,200	2,100

C 自己所有の山林への補助について

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し、補助を行ったものが、平成22年度及び平成23年で各1件確認された。

平成22年度 佐伯森林組合 576,580円

平成23年度 YT(個人) 298,200円

D 実行経費の確認

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

a 事前測量等の経費

事前測量等に要した経費の算定の根拠とされている、職員の従事状況を示す資料は確認できなかった。

b 作業経費

平成 23 年度の特定の 1 件について、実行経費算定の根拠となった作業員の従事状況の確認を行ったところ、その作業員にかかる業務日報による従事状況と異なるものがあった。

なお、現地監査終盤まで作業日報は存在しない旨の説明を受けており、当初の監査予定時間が経過した後に作業日報の存在が判明したため、時間の関係から 1 件のみの確認となった。

c 外部委託の際の請負金額の基準

実際の間伐作業において、外部へ委託する場合の請負金額の基準が、明確になっていなかった。また、委託業者と組合の現業部門の作業員が共同して作業を行う場合についても、請負金額の基準が設けられていなかった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 廿日市市役所佐伯支所

A 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第 5 の 4 により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、協議会の設置が義務付けられている。

同市の協議会での検討内容を、会議資料及び議事録から確認を行ったところ、協議会の運営は、その目的に合致した適正なものであると認められる。会議資料も詳細にまとめられており、議事録の記載も詳細で適正に保存されていた。

また、平成 23 年度の協議会では「ひろしまの森づくり廿日市市事業の成果について(案)ー平成 19～平成 22 年度 4 カ年の成果ー」と題したパンフレットの作成等に関する議論も行われており、市民に対する広報の姿勢もうかがえる。

B 全体計画と進捗状況の管理について

当補助金の原資はひろしまの森づくり県民税であり、この税は県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。限られた期間及び予算でより効率的な事業効果を得るため、真の施業必要性を勘案した全体計画の立案及び個別具体的かつ適時の進捗状況の管理が実施されるべきである。

C 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書に基づいて、事業の執行状況について確認を行った。その結果、同報告書に添付された資料から判断可能な部分においても、事業の実施に疑問を感じるものが残っており、その解消は図られていなかった。また、再確認を行った後においても書類の不備が是正できないものも存在しており、補助金検査の実効性に大きな疑問を感じる。このことは、場合によっては未施業の事業に対する補助金の不正受給にも発展しかねない大きな問題である。県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。

② 佐伯森林組合

A 補助金に係る消費税の取り扱い

県森林保全課の説明によると、補助金に係る消費税の取り扱いについては、平成 9 年 11 月 27 日に林野庁長官名で出された文書「森林組合等が森林所有者から委託を受けて行う事業に係る消費税の取り扱いについて」(9 林野組第 199 号)によっているとのことであった。この取り扱いに則っている限り、原則として「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」の第 4 条第 3 項による消費税相当額の補助金の減額は必要ないことになる。

1370 補助事業等における消費税相当額の取扱いについて

5経第311号
平成5年3月19日

林野庁長官 殿

農林水産事務次官

補助事業等における消費税相当額の取扱いについて

補助事業等の事業主体が、補助事業等を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払いを行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

このため、補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定等の取扱いは、今後、下記によるものとされ、平成5年度の補助金に係る予算の執行から適用することとされたので、御了知の上、これらの措置の適正かつ円滑な実施を図られたい。

また、補助金以外の交付金等についても、当該するものがある場合には、これに準じて取り扱うこととされたので、御了知願いたい。

なお、補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象とならない事業主体に対する補助金の交付決定等の取扱いは、従前と同様とする。

以上、命により通達する。

記

- 1 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税押当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行うものとする。
- 2 補助事業の実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、精算条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行うが、実績報告及び補助金の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額について行うものとする。
- 3 補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させるものとする。
- 4 上記1から3までの措置を講ずるため、補助金交付要綱、補助金の交付決定の条件等について、所要の規定を整備するものとする。

出典 造林関係法規集（日本造林協会）

しかし、佐伯森林組合においては、前記文書に基づく取り扱いは行っておらず、また、県、市町も同取り扱いの適合性の確認を行っていなかった。消費税の減額の必要性を確認することなく、漫然と補助金の交付を行っており、補助金事業の執行として問題があるといわざるを得ない。

今後は、各規程の趣旨を十分に理解し、必要に応じて各補助金に共

通する問題については、横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め適正に執行されるよう努めるべきである。

B 事業実績内訳書の記載

事業実績内訳書に記載する実行経費は、当然に実額を記載すべきである。補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得る。県としても事業実績内訳書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

C 自己所有の山林への補助について

補助対象としての要件を満たした山林であっても、自ら施業能力をもつ所有者については、まずは自助努力を求めるべきである。更に、当補助事業に携わることで利益を得ている事業者の場合はなおのこと自助努力を求めるべきである。自らの山林は自助努力で整備を行い、そこに投入される予定であった補助金は、当事業の目的に鑑み、真に補助事業として整備が必要な山林へ振り向けられるべきである。

D 実行経費の確認

当組合では、補助金の実行経費算定の基礎資料(作業者の従事状況の確認資料等)が整備されておらず、予算面からの執行の適正性を十分に確認することができなかった。

補助金事業であることを十分に認識して、事後的であっても、予算面からの執行の適正性の検証が十分行えるよう、資料の整備を行うべきである。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。むやみに、課税を行う期間が延長されることはあってはならず、限られた予算でより効率的な事業効果を得るため、より厳密な予算の執行管理がなされるべきである。